

南砺市森林整備計画書

(南砺市森づくりプラン)



計画期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日

令和6年3月樹立

富山県南砺市

位置図



目 次

はじめに

第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項	森づくりの現状と課題	P 1
第2項	森林整備の基本方針	
1	森林・林業施策の基本方向	P 2
2	森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方	P 2
3	とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針	P 4
第3項	森づくりの推進方策	
1	森林施業の推進方策	P 4
2	住民参加による森づくりの推進方策	P 5
第4項	森づくりへの具体的な取り組み	
1	里山林の整備	P 6
2	混交林の整備	P 8
3	市独自の取り組み	P12

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P13
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P13
3	その他必要な事項	P14
第2項	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	P14
2	天然更新に関する事項	P15
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	P16
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	P17
5	その他必要な事項	P17
第3項	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P18
2	保育の種類別の標準的な方法	P19
3	その他必要な事項	P19
第4項	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	P19
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	P22
3	その他必要な事項	P47
第5項	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林経営の受委託等による森林経営の規模拡大に関する方針	P48
2	森林経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するための方策	P48
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	P48
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P48
5	その他必要な事項	P49

第6項	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P49
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P49
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P49
4	その他必要な事項	P49
第7項	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P50
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P50
3	作業路網の整備に関する事項	P54
4	その他必要な事項	P59
第8項	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P59
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P59
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	P60
4	その他必要な事項	P62
第3章	森林の保護に関する事項	
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P63
2	その他必要な事項	P63
第2項	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	P64
2	鳥獣被害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）	P65
3	林野火災の予防方法	P65
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P65
5	その他必要な事項	P66
第4章	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P67
2	生活環境の整備に関する事項	P70
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P70
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P70
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P71
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P72
7	その他必要な事項	P72

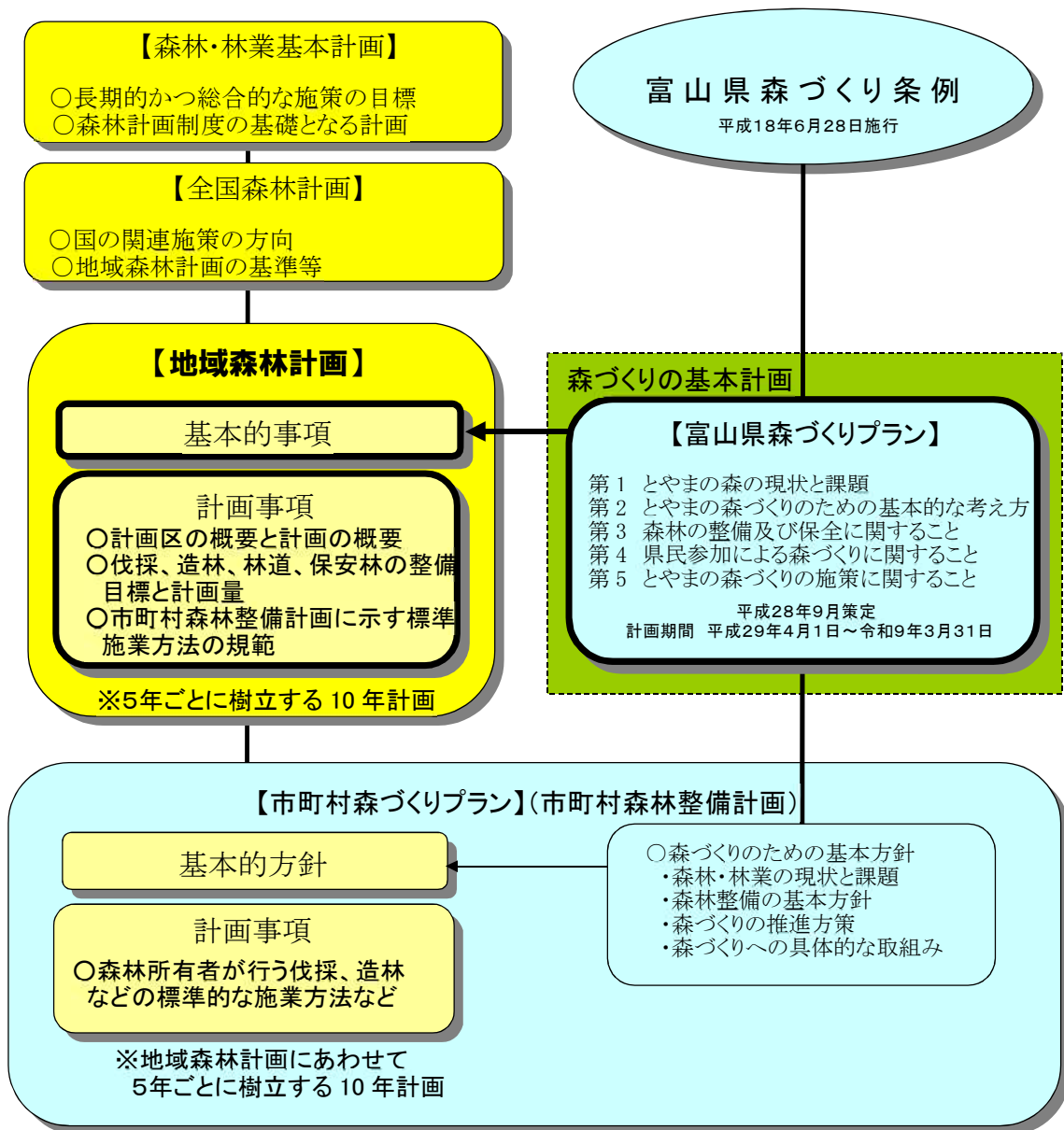
参考資料

はじめに

「南砺市森づくりプラン」とは、森林法第10条の5の規定に基づき南砺市長が策定する「南砺市森林整備計画」のことであり、南砺市の森づくりに関する総合的な計画として市民の皆さんに広く知っていただくとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的としています。

また、ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

なお、このプランの計画期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とします。



第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

南砺市は平成16年11月に4町4村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）が合併して誕生した総面積66,864ha、富山県全体の約16%で2番目の面積を持つ市です。

富山県の南西端に位置し、西に石川県金沢市と白山市、南部は1,000m～1,700m級の山岳を経て岐阜県飛騨市や白川村に隣接しています。山間部は、白山国立公園に指定され、すぐれた自然景観を残しており、庄川や小矢部川に沿った平野部は、豊かな水に恵まれた水田地帯の「散居村」として全国的に知られています。また五箇山の豪雪地帯特有の民家「合掌造り集落」は平成7年にユネスコにより「世界文化遺産」に登録されました。

森林面積は52,582haで、南砺市全体面積に占める林野率は79%と高く、うち国有林9,133ha、民有林43,449haであり、民有林の蓄積は8,843千m³で、1ha当りの蓄積は204m³となっています。

民有林43,449haのうち人工林面積は、12,526ha（人工林率24%）主たる植栽木はスギで、林道は約432km開設されています。

しかし、国産材における需要と価格の低迷、造林施策の見直しなどに加え、山村地域の過疎化等により、スギ人工林の健全性の維持に必要な間伐等の森林施業が遅れているところではあります。

このようなことから、木材の生産機能や林産業は著しく低下してきており、台風による風倒木や豪雪による被害が発生しているほか、カシノナガキクイムシによるミズナラなどドングリのなる木々の立ち枯れ被害、そしてクマやイノシシなどの生息域拡大など、市民は生活に大きな不安を抱えています。

自然豊かで、美しい「^{かん}なんとの森」の水源の涵養、土砂流出・山地崩壊防止、温暖化対策など森林の公益的機能の低下がたいへん危惧されています。

このような中、市民が安全で安心して生活できる環境をつくるために、先人から引き継いだ「^{かん}なんとの森」を、しっかりと守り育て、健全な姿で次世代に引き継ぐ必要があります。

今後の対応としては、災害に強い公益的機能の高い森づくり、森林資源の循環利用に向けての基盤整備、市民参加による自然と共生できるふるさとづくりが求められています。

南砺市の土地利用状況

(単位：ha)

総土地面積	林野面積				その他
	総計	国有林	民有林	うち人工林	
66,864	52,582	9,133	43,449	12,526	14,282

令和3年度富山県森林・林業統計書（令和5年8月刊行）

南砺市の地域別林野面積

(単位：ha)

地域名	総土地面積	林野面積					地域別林野率(%)
		計	国有林	民有林			
				計	うち人工林		
砺波野地区	城端	6,501	4,191	43	4,148	1,887	64.5
	井波	2,619	944	7	937	676	36.0
	井口	1,150	726	45	681	351	63.1
	福野	3,170	359	1	358	160	11.3
	福光	16,799	11,492	3,320	8,172	2,782	68.4
	計	30,239	17,712	3,416	14,296	5,856	58.6
五箇山地区	平	9,399	8,827	145	8,681	2,303	93.9
	上平	9,474	9,008	3,324	5,684	1,009	95.1
	利賀	17,752	17,036	2,249	14,787	3,358	95.9
	計	36,625	34,871	5,718	29,152	6,670	96.0
合計	66,864	52,582	9,133	43,449	12,526	78.6	

資料：「令和3年度富山県森林・林業統計書（令和5年8月刊行）」

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

森林の整備及び保全に当たっては、「南砺市総合計画」と整合性を図りながら、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ります。

また、効率的な森林施業、森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道・作業道の整備を計画的に推進するとともに、効率・計画的な森林整備によって林業の担い手の育成や森林の保全を図り、自然や動植物の生息環境が保たれた市民の憩いの場となる豊かな森づくりを目指します。

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた、望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めることとします。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能 <small>かんよう</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

森林整備の基本方針としては、「とやまの森づくり基本指針」に沿って、各々の森林の状態や立地条件に、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

区分		対象とする森林の考え方
天然林	里山林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物との軋轢の未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・ 希少な動植物が生息していないこと（その保全を目的とした整備を行う場合を除く）
	保全林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外の天然林 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は原則、保全林として取り扱う
人工林	生産林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標 高 600m以下 ・ 傾 斜 30度以下 ・ 地 位 2以上（ただし標高300m以下にあっては3以上） ・ 道路からの距離 100m未満 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・ 希少な動植物が生息していないこと
	混交林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外の人工林 注：風害被害林は、原則、針広混交林に誘導する。

第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

森林施業を計画的に推進するため、既設林道の拡幅・舗装等による整備、作業道の開設等林内路網整備を推進するとともに、森林組合、森林所有者等を交え、間伐・保育座談会等を開催して意識啓発を図り、森林施業の効率化を推進します。

また、森林経営の規模拡大を図るため森林組合への施業委託を推進するとともに、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため高性能林業機械を利用した機械作業システムを確立します。

これからは、森林の多面的機能の発揮を図るには森林整備の担い手である山村地域の活性化が必要不可欠です。そのためには、集落の位置・機能を踏まえた生活環境の整備や防災対策の実施、特用林産物の生産・販売や交流型産業の振興を通じた就業機会の増大等により森林所有者等の山村地域への定住を促進し、活性化を図ります。

しかし、近年は森林所有者の高齢化、不在地主の増加によって森林の境界が不明瞭となり、森林整備ができない一因となっています。このため、森林所有者立ち会いの下、森林組合が境界測量を行い図面作成することで、境界の明確化を図りながら施業の集約化を推進していきます。

また、多様な森づくりの推進のため平成24年度から苗が供給されている優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及を図っていきます。

2 住民参加による森づくりの推進方策

南砺市の森林は、人家付近に存在する里山林から県境付近に存在する奥山林まで多種多様な森林が存在します。近年、カシノナガキクイムシによるミズナラ等の枯損被害や、ツキノワグマの異常出没などにより、市民の森林に対する関心は年々高まってきており、森林・林業についての知識を高めることや、下刈り、枝打ちなどの森林作業の体験を希望する人も増加しています。

このことから、特に里山林の整備において、こうした住民の活動を支援するとともに、地域の中核となるリーダーの育成を図っていきます。

具体的には、医王山や桜ヶ池周辺のカシノナガキクイムシ被害跡地への植栽を推進する「NPO法人南砺の山々を守る実行委員会」の活動や、竹の子オーナー制度による放置竹林の整備、先代より利用されてきた作業道や山道の整備、クマの被害多発地域での住民による緩衝帯作りのための森林整備について積極的に支援を行います。

また、井口の椿を中心とした森づくり活動や花とみどりの少年団、小中学校、緑化推進団体、さらに環境保護に関心を寄せる民間企業など青少年や市民などの幅広い参加を促進することによって、森林の大切さをPRし、植樹や下草刈りなど森林ボランティア活動による森づくりを推進していきます。

方法としては、都市農村交流事業として、森林とふれあう場を地元地区民と協働して開催することや、企業やボランティアによる森林整備活動について「とやまの森づくりサポートセンター」との連携等により、積極的に支援及び普及啓発し、その活動の拡大を目指します。

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

No.	森林の所在			整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所	林小班			
1	城端	野口	林班53	広葉樹林整備 竹林整備 歩道整備	10.0	
2		上原、塔尾	林班53、73		10.0	
3		神成、梅原、久戸、宗守、在房	林班70、71、72		20.0	
4		是安、高畠	林班52		10.0	
5		上見、徳成	林班49、51		10.0	
6		中尾、瀬戸、大鋸屋	林班32、33、34、47、48、49		10.0	
7		上田、上田外26入会	林班46、47、63、68		20.0	
8		林道	林班23、24		10.0	
9		菱谷	林班10		10.0	
10		西明	林班7、8		10.0	
11		北野	林班2、3、9		10.0	
12			石田東石田入会、田屋、東西原		林班1	10.0
13	平	祖山	林班10	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
14		杉尾	林班130		10.0	
15		高草嶺、大崩島	林班19、20、22、23、24		10.0	
16		入谷	林班20		10.0	
17		寿川	林班19		10.0	
18		下梨	林班97		10.0	
19		小来栖	林班97		10.0	
20		相倉、見座、中畑	林班95		10.0	
21		上梨	林班89		10.0	
22		田向	林班60		10.0	
22-1		大島	林班54、55、56	10.0		
23	上平	皆葎	林班86、87	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
24		律島	林班82		10.0	
25		猪谷	林班6、7、8、9、10		10.0	
26		小原	林班15		10.0	
27		上平細島	林班16、17、19		10.0	
28		上中田、田下、菅沼	林班20、21		10.0	
29		新屋	林班22		10.0	
30		漆谷	林班72、73、81		10.0	
31		下島	林班68、69		20.0	
32		西赤尾	林班64、66		10.0	
33	利賀	長崎	林班174、175、177	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
34		栃原	林班188、190、192		10.0	
35		利賀	林班72		20.0	
36		岩渕	林班73		10.0	
37		百瀬川、上百瀬	林班7、10、11、12、43、44、45、46		25.0	
38		上畠	林班74、75		10.0	
38-1		坂上	林班76、77	10.0		
39	井波	北川	林班5	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
40		井波	林班8		10.0	
41		志観寺	林班9		10.0	
41-1		井波外2入会、井波外4入会	林班4、5、7、8		30.0	
42		大谷	林班16		10.0	
43		沖	林班18	10.0		

No.	森林の所在			整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所	林小班			
44	井波	院瀬見	林班19,20	広葉樹林整備 歩道整備	10.0	
44-1		北市	林班17		10.0	
45	井口	田屋丸山	林班2,3	広葉樹林整備	10.0	
46	福野	安居	林班1,2,5	広葉樹林整備	10.0	
47		七村滝寺	林班4,6	竹林整備	10.0	
48	福光	岩安	林班154	広葉樹林整備 竹林整備 歩道整備	10.0	
49		岩木	林班153,154		10.0	
50		和泉	林班152		10.0	
51		松木	林班150,151		10.0	
52		川西	林班148,149,150,151, 152		30.0	
53		人母	林班155,176		20.0	
54		砂子谷	林班155,157,158,163		20.0	
55		高窪	林班173,174,175		20.0	
56		大平	林班175,176		10.0	
57		蔵原	林班160,161,162,163, 164		20.0	
58		湯谷	林班161,163,164,165		10.0	
59		能美	林班169,170		10.0	
60		土山	林班169,171,172		30.0	
61		小又	林班167,168		10.0	
62		福光	林班145		10.0	
63		中ノ江	林班143		10.0	
64		川合田	林班147,148,150,151		20.0	
65		法林寺	林班143,144,146,147		10.0	
66		遊部川原	林班150		10.0	
67		坂本	林班142		10.0	
68		開発	林班141,142		10.0	
69		山本	林班140,141		10.0	
70		竹内	林班139,140		10.0	
71		天神	林班138		10.0	
72		小坂	林班135,136,137,138		10.0	
73		小山	林班138,139		10.0	
74		館	林班135,136,137,138		10.0	
75		祖谷	林班135,136		10.0	
76	糸谷新	林班130	10.0			
77	香城寺	林班130,131,133,134	10.0			
78	広谷	林班129,130,131,133	10.0			
79	才川七	林班119,120,122,124, 125,127,128,129,130, 131	30.0			
80	小二又	林班122,124,125,128, 129	10.0			
81	土生	林班2,119,122	10.0			
82	嫁兼	林班34	10.0			
83	七曲	林班3	10.0			
84	樋瀬戸	林班33	10.0			
85	吉見	林班37,38	20.0			
86	小院瀬見	林班113,116,117,118, 119	20.0			
87	立野脇	林班52	10.0			
88	綱掛	林班52	10.0			
計92箇所					1,125.0	

注：上記に記載された場所や面積の変更、または追加などは状況に合わせて対応します。

2 混交林の整備

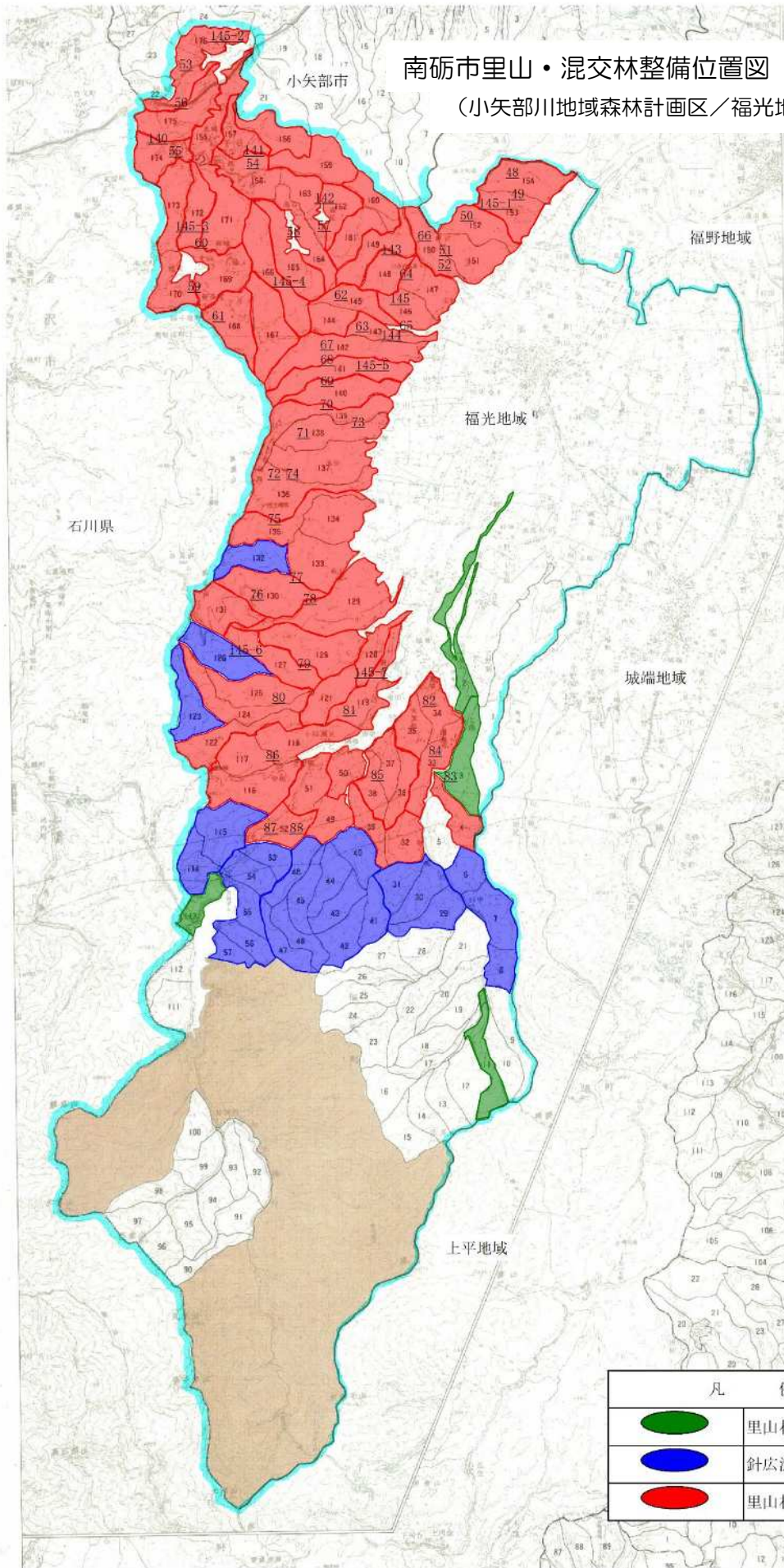
No.	森林の所在			整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所	林小班			
89	城端	北野西明入会	林班6, 7	過密人工林整備	25.0	
89-1		大鋸屋	林班32		1.0	
89-2		林道	林班24		2.9	
89-3		上田	林班46, 69		5.0	
89-4		上田外六ヶ村入会地	林班68, 74		5.0	
89-5		藁谷、北野藁谷	林班12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19		5.0	
90	平	梨谷	林班105, 106	過密人工林整備 仮設道開設	3.5	
91		高草嶺	林班23, 24		3.5	
92		祖山	林班5, 9		1.0	
93		杉尾	林班130		0.5	
94		渡原	林班128		0.2	
95		大崩島	林班16, 17, 19, 20		0.3	
96		寿川、入谷	林班20		0.4	
97		夏焼、東中江	林班24, 25		0.7	
98		下出	林班25, 43, 44, 45		1.0	
99		下梨	林班96, 98, 102, 103, 104, 114		1.0	
100		竈渡、大島	林班51, 52, 53, 54, 55, 56		1.5	
101		田向	林班49, 50, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63		1.0	
102		上梨	林班89		1.0	
103		中畑、見座	林班95, 96, 108, 109		1.0	
104		相倉	林班94, 111, 112		0.5	
105		来栖、小来栖	林班96, 97		1.5	
106		田代	林班98		14.0	
107		上松尾	林班99		0.2	
107-1	小来栖、梨谷	林班119, 120, 121, 122, 123	15.0			
108	上平	皆葎、葎島	林班82, 83	過密人工林整備 仮設道開設	4.0	
109		猪谷、小原	林班4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11		1.0	
110		細島	林班16, 17		0.5	
111		菅沼、田の下	林班20		0.8	
112		上中田	林班21		0.2	
113		新屋	林班22, 23		0.5	
114		東赤尾	林班25		0.3	
115		真木	林班28, 29		0.2	
116		漆谷	林班70		0.2	
117		小瀬	林班74, 77		0.2	
118		下島	林班69		0.5	
119		西赤尾	林班64, 66		3.0	
120		楮	林班30		0.5	
121		成出	林班36		0.2	
122	利賀	栃原	林班188, 190	過密人工林整備 仮設道開設	10.0	
123		北原	林班173		15.0	
124		仙野原	林班171, 172		13.0	
124-1		栗当	林班53, 56		5.0	
125		高沼	林班59, 60		17.0	
125-1	草嶺	林班61, 62, 63	5.0			

No.	森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
	地区	場 所			
126		大勘場	林班79, 80, 81, 82, 97		6.0
127		大勘場田ノ島	林班81, 82		16.0
129	利賀	大勘場中口	林班149, 150	過密人工林整備 仮設道開設	10.0
130		阿別当	林班81, 152		2.0
131		坂上	林班75, 76, 77		4.0
132		上島	林班74, 75, 76		20.0
133		細島	林班156, 157		3.0
134		押場	林班64, 67, 68		5.0
135		大豆谷上山	林班70		2.0
136		百瀬川	林班5, 6, 46		5.0
137		百瀬川西山	林班42, 43, 44, 45, 47		3.0
138		上百瀬東山	林班12		5.0
138-1		利賀村、岩淵	林班72, 73		5.0
139		井波	杉谷、井波外四入会		林班1, 2, 3, 4
139-1	大谷		林班11, 12	2.0	
139-2	院瀬見		林班18, 19, 20	5.0	
139-3	井波外二入会		林班8	8.1	
139-3	北市		林班16	2.1	
140	福光	高窪	林班174, 175	風雪被害林等整理 過密人工林整備	3.0
141		砂子谷	林班156, 157, 158		1.3
142		蔵原	林班159, 160, 161, 162, 163		3.0
143		川合田、川西	林班148, 149, 151, 161		5.0
144		中ノ江	林班143		3.0
145		法林寺	林班145, 146, 147		5.0
145-1		岩木	林班152, 153, 154		6.0
145-2		人母	林班176		1.0
145-3		土山	林班169, 171, 172, 173		1.0
145-4		湯谷	林班164, 165, 166, 167		1.0
145-5		坂本、山本	林班140, 141, 142, 143, 144		5.0
145-6	才川七	林班123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132	1.0		
145-7	小二又、小院瀬見	林班119, 120, 121	1.0		
146	福野	七村滝寺	林班4, 6	過密人工林整備	2.0
146-1		安居	林班1		6.2
147	井口	久保、蛇喰、宮後、川上中、池田、池尻、井口	林班1, 2, 3	過密人工林整備	5.0
計79箇所					327.2

注：上記に記載された場所や面積の変更、または追加などは状況に合わせて対応します。

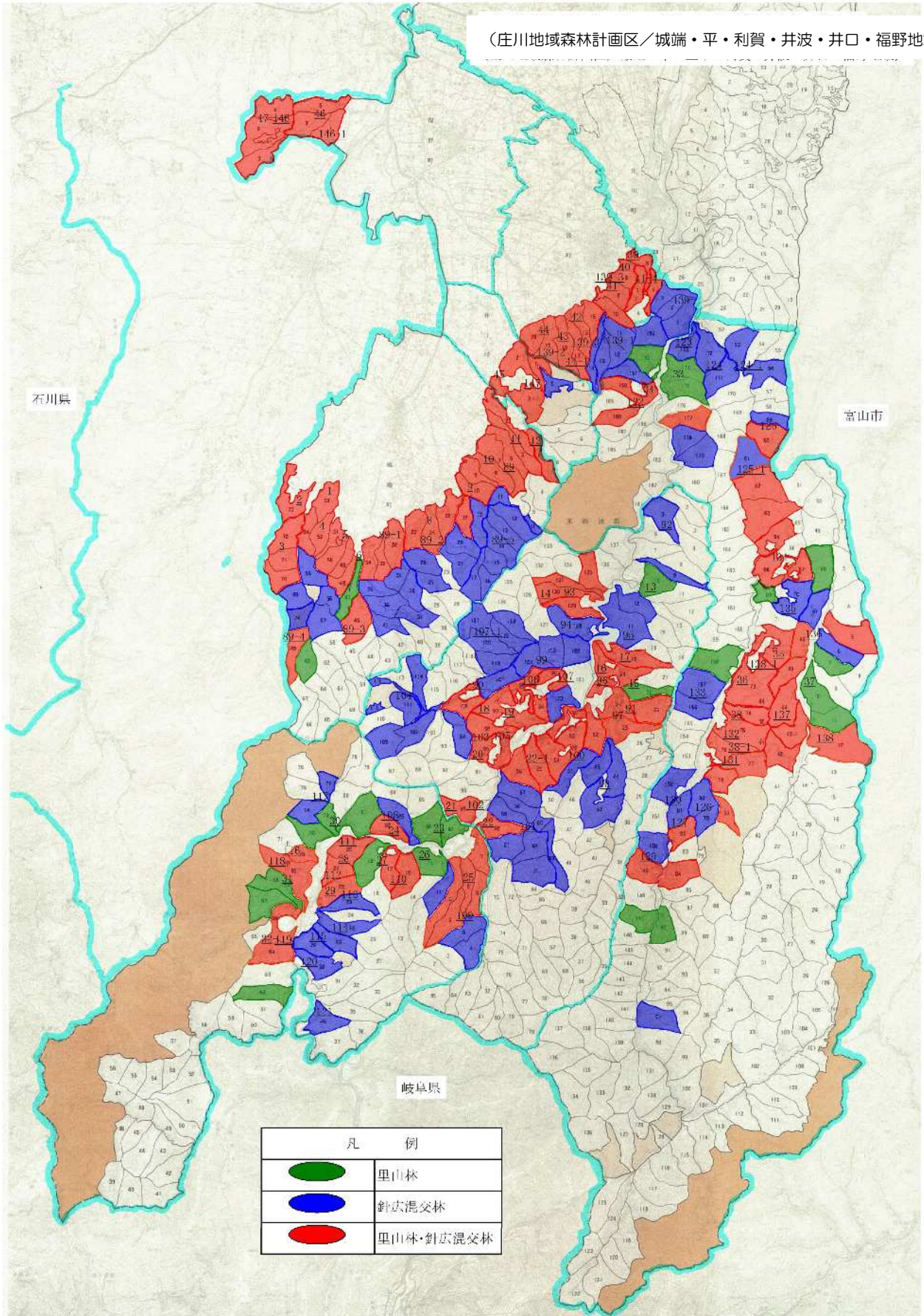
南砺市里山・混交林整備位置図

(小矢部川地域森林計画区／福光地域)



南砺市里山・混交林整備位置図

(庄川地域森林計画区/城端・平・利賀・井波・井口・福野地域)



3 市独自の取り組み

地域産材の活用は、緑資源の循環をはじめ豊かな森づくりの推進に欠かせません。市内にある人工林の多くは、利用可能な資源としてその蓄積の増加が進んでおり、適切な管理のうえ、搬出された地域材の有効利用を促進します。

地域材の利用については、平成 23 年度より市単独事業として、南砺市産木材の住宅への利用を促進するために、市内に優良な木造住宅を建設する場合に助成をおこなっています。また、二酸化炭素の追加排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業活性化に寄与するため、木質ペレットや薪を燃料として使用するストーブを設置する費用に対して補助金を交付しています。

南砺市の森林面積は 52,582ha あり、南砺市全体面積に占める林野率は 79% と高く、豊かな自然、森林資源に恵まれています。しかし、地域の過疎化、高齢化により間伐等の森林整備が遅れ、森林が健全に保たれていない地域があります。また、森林浴などの保健機能や林地残材などの南砺市の森林資源が有効に活用されていないのが現状です。そのため、今後は主伐を交えた森林整備を計画的に行い、森林の持つ木材等生産機能のみならず、公益的機能の十全な発揮のため、継続的な森林整備を実施していきます。それにより、市内林業及び木材関連産業等の振興や市産材の有効活用の促進を図っていきます。

南砺市には、主な河川として小矢部川と庄川があり、下流の人々に水を供給している源でもあります。このため、市内の森林所有者と下流の市民団体、ボランティア等との上下流連携による森づくりを活性化し、水源である森づくりの重要性をそれぞれの立場で理解していただくための取り組みを推進していきます。

災害に強い森づくりへの支援を実施することが、健全な森林を育成することにつながることから、溪間工の設置による土石流防止対策及び流木の流出防止対策、間伐の実施における下層植生の導入による表層型山地崩壊対策、植栽の実施による未立木地の土石流防止対策を推進していきます。

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢については、主要樹種の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種	標準伐期齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、次のとおりとします。

- ① 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととし、特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮して行い、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。
- ⑤ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。
- ⑥ 立木の伐採（主伐）及び集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を

特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあつては、伐期の延長や、長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を促進します。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案して、次のとおりとします。

人工造林の対象樹種	
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定する。	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあつては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹種	施業区分	標準的な植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000本/haとする

樹種	施業区分	標準的な植栽本数	備考
	針広混交林	1,000本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000本/ha以上	
	針広混交林	1,000本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的する場合にあっては、スギ、広葉樹を含め5,000本/ha程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとします。
植付けの方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めます。
植栽の時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。
択伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1 ha 当たり 10,000 本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1 ha 当たり 3,000 本程度とします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

<ul style="list-style-type: none"> •天然更新の完了の判断基準 伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ha 当たり 3,000 本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。 •天然更新の完了の確認調査の方法 対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずることとし、プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合
1 の (1) のとおり。
- イ 天然更新の場合
2 の (1) のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における生育し得る最大の立木の本数として想定される本数については、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、1 ha 当たり 10,000 本程度とします。

また、更新すべき立木の本数については、生育し得る最大の立木の本数の立木度 3 となる 1 ha 当たり 3,000 本程度とします。

5 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
タテヤマスギ	標準伐期 (45年)	2,500	17年生 (24%)	24年生 (27%)	34年生 (28%)	55年生 (25%)	—
	長伐期 (90年)		20年生 (33%)	33年生 (33%)	55年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35年)	2,000	16年生 (26%)	21年生 (26%)	30年生 (25%)	45年生 (25%)	—
	長伐期 (70年)		16年生 (35%)	24年生 (35%)	40年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55年)	2,500	26年生 (27%)	36年生 (28%)	48年生 (27%)	65年生 (28%)	90年生 (27%)
	長伐期 (110年)		27年生 (35%)	39年生 (35%)	57年生 (35%)	84年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40年)	2,500	15年生 (29%)	22年生 (27%)	30年生 (28%)	43年生 (28%)	70年生 (28%)
	長伐期 (80年)		16年生 (35%)	23年生 (35%)	37年生 (35%)	77年生 (27%)	

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

なお、既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は次のとおりとします。

- 65 ……旧福光町
- 70 ……旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町)
- 75 ……旧平村、旧上平村、旧利賀村

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次のとおりとします。

なお、作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて下刈りの回数を削減します。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	20	21	25	26	30	
根踏み	ス	1																		植栽の翌年に実施
雪起し				1	1	1	1	1	1	1	1									消雪後1箇月以内に実施
下刈り		1	1	2	2	2	1	1	1											春植えの場合は1年目から実施
つる切	ギ	必要に応じて実施																		
除伐																				必要に応じて実施
枝打ち																				必要に応じて実施
																			間伐との同時作業の検討	

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

また、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料（4）に記載のとおりです。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1-1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表 2-1 のとおりとします。

- ① 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とします。
- ② ①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢から 10 年を減じた林齢とします。
- ③ 他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の 2 倍から 10 年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	70	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	70	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	25~35	20~40

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表 1-2 のとおりとします。

種 類	森 林 の 基 準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い森林

<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、区域は別表2-2のとおりとします。

- ① 成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ② 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。
- ④ 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

（1）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表 1-3 のとおりとします。

森林の基準
<p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」</p>

（2）施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

別表 1-1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 1～73	4,147.84
	平地域 1～85、87～137	8,681.33
	上平地域 1～87	5,684.18
	利賀地域 1～195	14,787.15
	井波地域 1～20	937.23
	井口地域 1～9	680.63
	福野地域 1～6	358.14
	福光地域 1～57、90～176	8,167.02

別表 1-2

区 分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する 災害の防止及 び土壌の保全 の機能、快適 な環境の形成 の機能又は保 健文化機能の 維持増進を図 るための森林 施業を推進す べき森林	土地に関 する災害 の防止及 び土壌の 保全の機 能の維持 増進を図 るための 森林施業 を推進す べき森林	城端地域 1イ~ニ、3ハト、4イ~ヲ、5イ~トリ、8ホハ 9チリヌ、10ロハ、11イトチリ、 12イロハホリ~ヲ、13イ、14ハトヲ、15ホ 18イ、19ハホハト、20ロ、22イ、24ホ 25イロ、30ホ、37イ~チ、40イ~ハチ~ル 41イ~ニ、59ロ~ヌ、60ロ~ヌ、61イ~ヌ 62イ~ヌ、63イ~ヲ、64イ~ル、65イ~ヌ 66イ~ヌ、67イ~ワ、68イ~ホ	974.40
		平地域 1イ~ヌ、2イ~リ、3イ~ル、4イ~ヌ 6ホハト、7ロハチヌヲ、8リヌル、9イロチ 10イハ~ハヲ~ヨ、11イ~ヲ、12イ~レ 13イ~ヲ、14イロ、15イロニハ~リ 16イロチリ、17イ~トヌ、18ハニハト 19ロハハト、20ト、21ロハニチ 23ハトカヨタ、25イロハリ~ヲ、26ロハホチ 27リヌヲ、28イ~ホ、29イハトチ 30イ~ルワ、31イ~カ、32イ~ニハ~リ 33イ~ヲ、34イ~ル、35イ~ル、36イ~ワ 37イ~ル、38イ~ヲ、39イ~ワ、40イ~ル 41イ~リ、44ロホ、45ハ~ト、47チ~ヲ 48イ~ル、49ハ~ヌ、50イハ、51ヲ 52イ~ホ、54ニト、55イロニホハ 59イロトチリ、63ニ~ル、64イロニハ~ル 65イ~ヲ、66イ~ヲ、67イ~ヌ、68イ~リ 69イ~ワ、70イ~ヲ、71イ~ヲ 72イ~ニリヌ、73イ~ツ、74イロニチ~ヲ 75イ~ニハ~ヌ、76イ~ワ、77イ~ル 78イ~ワ、79イ~ル、80イ~リ、81イ~ル 82イ~リ、83イ~ヲ、84イ~リ、85イ~ワ 87イ~ハチリヌ、88イ~ヌヲ、89ヌ 90ニホトワカ、94ロ、95ハト、100ハホ~ チヌ 101ハ~リルヲワ、102ロ~ホ、103チヌル 104イ~ニハ~リ、105イホハ、106ヲ 107ハ~リ、108イロハリヌ、109イ~ヌ 110イ~ル、111イハトチ、115ハホ~チ 116ホハ、117ハトチ、118イロハ 119ホ~リ、120イ、121イ~ヲ 122ホ~ヌ、123イロハ、124イ~ニトリヌ 125イ~ヲ、126イ~チヌルヲ、127イ~カ 128ロ~ヌ、129ヌ、130イ~リ 131イニトリ、132イ~リルヲワ 133イ~ニハチ~ワ、134イ~ト 135ハ~ヌヲワ、136ロハ~ヌ 137イロハチルヲワ	4,745.01

別表 1-2

区分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する 災害の防止及 び土壌の保全 の機能、快適 な環境の形成 の機能又は保 健文化機能の 維持増進を 図るための森林 施業を推進す べき森林	土地に関する 災害の防止及 び土壌の 保全の機能の 維持増進を 図るための 森林施業を 推進すべき森林	上平地域 1イ～又、2イ～リ、3イ～ホト～又、4イ～又 5イ～トリ、6イ、7イロハホ、8イロ、9ハ～又 10ロ～ハ又、11ロハトチ、12イ～チ 13イ～ワ、14イ～チ、16イニ～チ、17ハト 18イ～チ又ル、19ロハ、21ニ 23イロホトリ又、24イロホハ、25ハ又ル 26ハ～ワ、27イ～ヲ、30ホ又、31又 33イ～ル、34イ～ト、35イロハ 38イロホハト、39イ～又、40イ～ト 41イ～ヲ、42イ～ワ、43イ～又、44イ～チ 45イ～ホ、46イ～ト、47イ～ホ、48イ～ハ 49イ～ト、50イロ、51イロホ～リル～カ 52イロニ～ワ、53イ～ホ、54イ～ホ 55イ～ト、56イ～ト、57ロ～ホト 58ハ～ヲカヨ、59イ～ハチリ又 60イ～ニハトリ～カ、61イ～ハチ～ヲ 62イロハトチ、63イロ、67イ～ニハトリ又 68イ～又、69ハ～リルヲ、71イ～ハ又 73ロハ、75チ、77イロ、78イ～ハ 79イ～チ、80イ～ハチ、81ロニ～ワ 82ハト、83イ～ニ、84イロニトチリ 85イロト～又、86ホチ、87ハハ	3,405.09
		利賀地域 1イ～ニハトチ、2イ、3ハニハト、8イ～リ 9イ～ハ、42ハト又、46ハホハ、47イ 49ト～ヲ、50イロハホ～又、51イ～チ 52ハ～ハ、53ロ～ホチ、54ハ～チ 55イ～ト、56リ、57イニホ、58ハ～ハ 59ハ、60ニハチ、61ハチ、62又ル 63イロニ～リルカ、64ホハトリ、68イ 69ハニホ、71ニホハリル、72ル、73ホヲ 75又、76ル、77ニ～チ、78イロホ～チ 80ロハ、81イ～ハ、83ロ～ハ 84イハ～トル、85ロハホ～ヲ、86イ～又 87イ～ワ、88イ～ヲ、89イ～又 90イ～チ又、92イ～ワ、93イ～ワ 94イ～チルヲ、95イ～ト、96イ～ト 97イ～ヲ、101ハ、103ハト、141イ～ハ 142イ～ル、143イ～チ、144イ～リ	4,041.31

別表 1-2

区 分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	利賀地域 145□～ハ、146□ハニハ～又 147イホ～チ又、148□ホ～ヲ 149イホハトリヲ、150ハ、151ハニハ～又 152イ□ニホハ、153イ～チ、154イ～チ 155イ～チ、156イ～又、157イ～ハリ～ワ 158イ□ホハ又カ、159イ～ル、160イ～ホ 161□～リワ、162イ～チ、163イ～ヲ 164イ～リ、165ハ又、166イ～ヲ 167イ～ル、168イ～ホ、170イ～カ 171イ～ル、172ホハチ、173ニトチ 175□ワカ、176ハ、177ニホヘルヲワ 178イホ、179イ～ワ、180イ～ル 181トチ、182□、183ホ～リ 184イ～又、185イ～リ、186イ～リ 187ハ～リ、188イ□ハチ～ル 189イ～ニトチル、190ル、191ニチ 192イハハ～リ、193ハ～ヲ	4,041.31
		井波地域 1イ～ヲ、6□ハハト、7ホ、10トチリ 11イ～ハチ～ル、12イ～ハ、13イ～ト 14イ～ハ、16ト、17ハト、18□	299.61
		井口地域 4□～ル、5ホハト、6ハ～ト、9ハ	93.81
		福野地域 —	—
		福光地域 5チ～ヲ、6イニ～チ又、7ト～ヲ、9チ～ヲ、 10イ～チ 21又ヲワ、22ニ～カ、23イ～ニハ～ル 24イ～リ、25イ～ニハ～ル、26イ～ト 28ハチ、36ニホ、46イハニ、47リ 48イトリ、50ホ、54□、92イホチ又ヲ 95イ～ル、96イ～ホリ又、97イ～又 98イ～ホト、115□、119ホ、126ハニ リ 130リ、131イ□ニ、135ニハトチ 137ホ、140イ、155ハニ、156ト～又 157イ、168イ、169ト、176□トチリ	1,014.11

別表 1-2

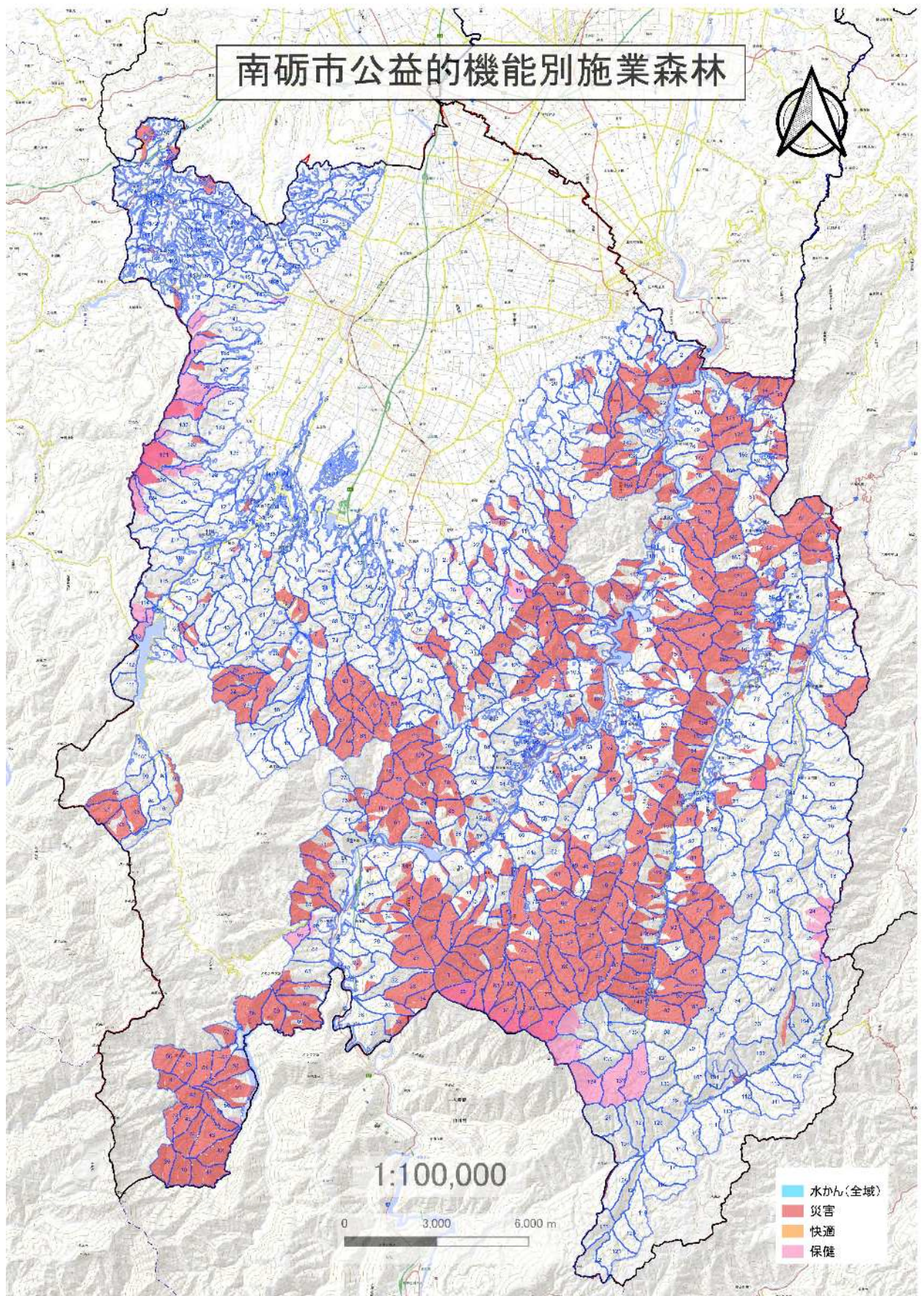
区分	森林の区域	面積 (ha)
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 14ヲ、15イ〜ニハト、16イロ、17チ 18イ、23ロチリ	80.30
	平地域 78イ〜ワ、79ニホハ、80ハ〜リ、 81イロハトチリル、83チヌ、84トチリ 85イ〜ワ	254.82
	上平地域 50リ、65イ〜ホ、66ニリ	59.77
	利賀地域 19ニホ、24ハ〜リルヲ、25トチワ 77ホハト、106ト、132イ〜ヲ 133イ〜ヌ、134イ〜リ、136ニ〜ヲ 137イロハ〜リ	589.53
	井波地域 —	—
	井口地域 —	—
	福野地域 —	—
	福光地域 56ロチリ、113イ〜ホ、114イ〜ハ 123ニホハ、124イ、126ハニリ 127イハ、128チリ、129イ、130ヲ 131イニ、132イ、135イ〜リ 136イ〜チ、139ハ〜リ、141リヌ、1 42イ	516.24

別表 1-3

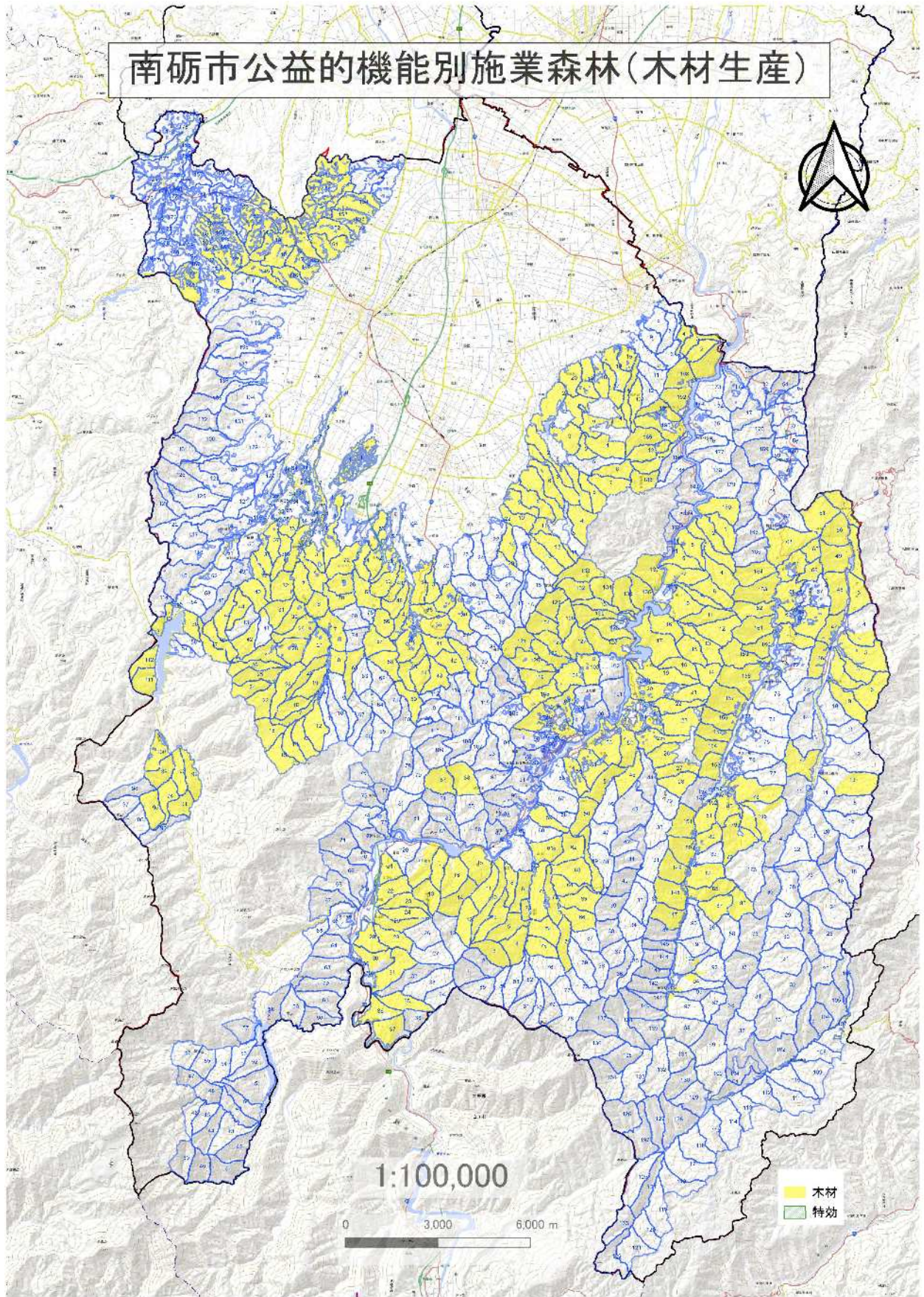
区分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	城端地域 1イ〜チ、2イ〜又、3イ〜ル、4イ〜ヲ、6イ〜ル 7イ〜カ、8イ〜ヲ、9イ〜又、10イ〜チ 11イ〜リ、12イ〜ヲ、13イ〜又、19イ〜チ 30イ〜ル、31イ〜ル、33イ〜又、34イ〜ヨ 35イ〜チ、36イ〜ワ、40イ〜ル、41イ〜又 42イ〜ル、43イ〜ヲ、44イ〜リ、45イ〜又 46イ〜ヲ、47イ〜又、48イ〜又、49イ〜チ 50イ〜ル、51イ〜ハ、52イ〜リ、53イ〜ル 54イ〜ト、55イ〜ワ、56イ〜又、57イ〜ワ 58イ〜ヲ、59イ〜又、68イ〜ワ、70イ〜リ 71イ〜チ、72イ〜ワ、75イ	2,410.69
	平地域 1イ〜又、2イ〜リ、3イ〜ル、4イ〜ル、5イ〜ル 6イ〜又、7イ〜ヲ、8イ〜ル、9イ〜チ 10イ〜ヨ、11イ〜ヲ、12イ〜レ、13イ〜ヲ 14イ〜ハ、15イ〜リ、16イ〜リ、17イ〜カ 18イ〜ト、19イ〜ヲ、20イ〜チ、21イ〜チ 22イ〜ト、23イ〜タ、24イ〜ト、25イ〜ヲ 26イ〜ル、27イ〜ヲ、28イ〜又、45イ〜ル 49イ〜又、50イ〜ル、51イ〜ワ、52イ〜ト 53イ〜カ、54イ〜ル、55イ〜ル、59イ〜又 61イ〜ヲ、62イ〜ル、63イ〜カ、64イ〜ル 65イ〜ヲ、66イ〜ヲ、71イ〜ヲ、72イ〜ル 73イ〜ツ、74イ〜ヲ、75イ〜又、87イ〜ル 88イ〜ヲ、97イ〜カ、98イ〜ル 103イ〜ル、104イ〜ル、105イ〜ワ 119イ〜リ、120イ〜ヲ、121イ〜ヲ 122イ〜又、123イ〜リ、124イ〜又 125イ〜ヲ、126イ〜ヲ、127イ〜カ 128イ〜ヨ、129イ〜ヲ、130イ〜ル 131イ〜リ、132イ〜ワ、133イ〜ワ 134イ〜又、135イ〜ワ、136イ〜又 137イ〜ワ	4,714.23
	上平地域 3イ〜又、4イ〜又、5イ〜又、6イ〜チ、8イ〜ハ 9イ〜又、10イ〜ル、11イ〜又、12イ〜チ 14イ〜ル、15イ〜又、16イ〜リ、17イ〜ト 18イ〜ル、19イ〜又、21イ〜リ、22イ〜ヲ 23イ〜又、24イ〜チ、25イ〜ル、28イ〜リ 29イ〜チ、30イ〜ワ、31イ〜ヲ 35イ〜ル、36イ〜チ、37イ〜ヲ	1,747.12

別表 1-3

区 分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0



南砺市公益的機能別施業森林(木材生産)



伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林は別表2のとおりとします。

- 伐期の延長（＋10年）を推進すべき森林

水源の涵養の機能の増進を図るための森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。

- 長伐期施業を推進すべき森林（主伐時期を標準伐期齢の2倍の林齢とする森林）

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
--

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。
--

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	平地域 4ル、5イ〜ル、6イ〜ニチリ又、7イニ〜トリル 8イ〜チ、9ハ〜ト、10ロト〜ル、14ハ〜ハ 15ハホ、16ハ〜ト、17チリル〜カ、18イロホ 19イニホチ〜ヲ、20イ〜ハチ、21イホハト 22イ〜ト、23イ〜ホチ〜ワ、24イ〜ト 25ニ〜チ、26イニハトリ又ル、27イ〜チル 28ハ〜又、29ロ〜ホリ、30ヲ、32ホ 42イ〜チ、43イ〜レ、44イハニハ〜ル 45イロチ〜ル、46イ〜カ、47イ〜ト 48ヲワカ、49イロ、50ロニ〜ル、51イ〜ルワ 52ハト、53イ〜カ、54イロハホハチ〜ル 55ハト〜ル、56イ〜ワ、57イ〜ヨ、58イ〜ト 59ハ〜ハ又、60イ〜ヲ、61イ〜ヲ、62イ〜ル 63イロハヲワカ、64ハホ、72ホ〜チル 74ハホハト、75ホ、87トル、88ル 89イ〜リルヲ、90イロハハチ〜ヨ、91イ〜リ 92イ〜ル、93イ〜ワ、94イハ〜ル 95イ〜ホチリ、96イ〜ル、97イ〜カ 98イ〜ル、99イ〜ヨ、100イロニリ 101イ〜ホ又カ、102イハ〜ル、103イ〜トリ 104ホ又ル、105ロハニト〜ワ、106イ〜ルワ 107イ〜ホ、108ニ〜チ、111ロ〜ホリ又ル 112イ〜ニ、113イ〜ト、114イ〜チ 115イロニリ又ル、116イ〜ニト〜又 117イ〜ホ、118ニホハ、119イ〜ニ 120ロ〜ヲ、122イ〜ニ、123ニ〜リ 124ホハチ、126リ、128イル〜ヨ 129イ〜リルヲ、130又ル、131ロハホハチ 132又、133ホト、134チリ又 135イ〜ホル、136イハニホ、137ニ〜トリ又	3,936.32
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 93ワ、94イ、106ワ、115イロニリ又、116イ、107ロ、7ホハト、26リ又ル、27イロハ、96ホ、97ニ〜トリ、105又、106トチ、50ニホ、105ロハニ、120ハ〜チ、又ル、122ロニ、123ニホハ、51ホチリ又ルワ、53リ又カ	(72.58)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	上平地域 3ハ、5チ又、6ロ〜チ、7ニハ〜又、8ハ〜ハ 9イロ、10イトチリル、11イニホヘリ又 14リヌル、15イ〜又、16ロハリ、17イ〜ホ 18リ、19イニ〜又、20イ〜チ、 21イロハホ〜リ、22イ〜ヲ、23ハニハチ 24ハニトチ、25イ〜ホトチリ、26イロ 28イ〜リ、29イ〜チ、30イ〜ニハ〜リルヲワ 31イ〜リルヲ、32イ〜ヲ、34チ、35ニ〜ル 36イ〜リ、37イ〜ワ、38ハニ、50ハ〜チ 51ハニ又、52ハ、53ハ、57イハ、58ロワ 59ト、60ホチ、61ト、62ハニホ、63ハ〜又 64イ〜チ又、66イロハホ〜チ、67ホチ 69イ〜ホヌワカヨ、70イ〜ハ、71トチリ 72イ〜リ、73イニホ、74イ〜チ 75イ〜トリ又、76イ〜ホ、77ハ、80トリ 81イハ、82イ〜ホチ、83ホ〜チ、84ホハ 85ハ〜ヘルヲワ、86イ〜ニハトリ〜ヲ 87イロニホト〜ル	2,219.32
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 74ロハハトチ、69ワ	(9.71)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	利賀地域 1ホ、2ロ～ハ、3イロホチ、4イ～ヲ、5イ～カ 6イ～ハ、7イ～リ、9ト～又、10イ～又 11イ～リ、12イ～ツ、13イ～ヨ、14イ～チ 15イ～ト、16イ～リ、17イ～ル、18イ～チ 19イロハハ～リ、20イ～ル、21イ～チ 22イ～又、23イ～ワ、24イ～ホ又ワカ 25イ～ハリ～ヲカ、26イ～チ、27イ～チ 28イ～リ、29イ～チ、30イ～ル、31イ～カ 32イ～ツ、33イ～レ、34イ～又、35イ～チ 36イ～又、37イ～ル、38イ～又、39イ～ヲ 40イ～又、41イ～ワ、42イ～ホチリル～カ 43イ～ヲ、44イ～ヲ、45イ～ト、46イロニ 47ロ～ト、48イ～又、49イ～ハ、50ニ 52イロト、53イハトリ～ワ、54イロ、55チリ 56イ～チ、57ロハニハト、58イロト 59イロニホハ、60イロハホトリ 61イロニ～トリ～ヨ、62イ～リ、63ハ又ヲワ 64イ～ニチ、65イ～ニ、66イ～ニ、67イ～ニ 68ロ～リ、69イロ、70イ～又 71イロハトチ又ヲ、72イ～又 73イ～ニハ～ルワカ、74イ～ワ 75イ～リル～タ、76イ～又、77イロハリ又 78ハニリ～ナ、79イ～ヲ、80イハニホト～又 81トチリ、82イ～チ、83イトチリ 84ロチリ又ヲワ、85イニ、89ル、90リ 91イ～リ、94リ又、98イ～ル、99イ～ヲ 100イ～ル、101イ～ホ、102イ～ヲ 103イ～ホチリ又、104イ～ハ、105イ～又 106イ～ハチ、107イ～チ、108イ～チ 109イ～ル、110イ～リ、111イ～ヲ 112イ～リ、113イ～ト、114イ～カ 115イ～リ、116イ～又、117イ～ヨ 118イ～リ、119イ～ル、120イ～ハ 121イ～又、122イ～ル、123イ～チ 124イ～ト、125イ～又、126イ～ル 127イ～ト、128イ～ホ、129イ～リ 130イ～リ、131イ～リ、135イ～リ 136イロハワ、137ハニホ又ルヲ、138イ～カ 139イ～ト、140イ～チ、145イ、146イホ 147ロハニリ、148イハニワ	10,179.89

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	利賀地域 149口ハニチヌル、150イ〜ホト〜ワ 151イロホ、152ハト〜ヌ、154リヌ 155リ、157トチカ、158ハニトチリルヲワ 159ヲ、160ヘト、161イヌルヲ 165イロニ〜リルヲワ、168ハ〜ワ 169イ〜ル、172イ〜ニトリヌル 173イロハホヘリ、174イ〜リ、175イハ〜ヲ 176イロニ〜ヌ、177イロハト〜ヌ 178口ハニハ〜ヲ、180ヲワカ、181イ〜ハ 182イハ〜ト、183イ〜ニヌルヲ、186ヌ 187イ〜ホ、188ニ〜ト、189ホヘリヌヲワ 190イ〜ヌ、191イロハホヘト 192口ニホヌ〜ワ、193イ〜ホ、194イ〜ホ 195イ〜ホ	10,179.89
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県営林 5リ〜ル、12ヘトリルヲ、22ハニホ 富山県農林水産公社造林地 82口ハ、5ワカ、6イハニ、7ニ〜チ、44リ、68口ニホハ、67ニ、70イ、65ハ、66イロハ、77ヌ、154リヌ、157カ、75イ、2ハ、3イ、160ト、189ヲ	(66.09) (97.90)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	井波地域 2イ〜チ、3イ〜チ、4イ〜ハ、5イ〜チ 6イニホチリ、7イ〜ニハトチ、8イ〜ト、9イ〜ハ 10イ〜ハ、11ト、14トチ、15イ〜チ 16イ〜ハチ〜ヲ、17イ〜ホチ、18イハ〜チ 19イ〜又、20イ〜リ	637.62
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 8イ	(4.69)
伐期の延長を推進すべき森林	井口地域 1イ〜又、2イ〜カ、3イ〜ヲ、4イヲワカ 5イ〜ニチリ、6イロチ〜ル、7イ〜ル、8イ〜ヲ 9イ〜ホト〜ワ	586.82
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 3ハ二	(9.86)
伐期の延長を推進すべき森林	福野地域 1イ〜又、2イ〜ル、3イ〜ト、4イ〜又、5イ〜ヲ 6イ〜ル	358.14
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 3ハ二ハト、6イロホハト	(38.31)

別表 2-1

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	福光地域 1口~カ、2イ~又、3イ口ハホト~カ、4イ~ル 5イ~トワ、6口ハリ、7イ~ハ、ワカ、8イ~チ 9イ~ト、10リヌル、11イ~ル、12イ~ル 13イ~又、14イ~チ、15イ~又、16イ~ヲ 17イ~ト、18イ~又、19イ~ヲ、20イ~又 21イ~リル、22イ口ハ、23ホ、25ホ 26チリ、27イ~ヲ、28イ~ホトリヌル 29イ~ヲ、30イ~ル、31イ~又、32イ~ヲ 33イ~ヲ、34イ~チ、35イ~ル 36イ口ハハ~ル、37イ~又、38イ~リ、41イ 39イ~又、40イ~ヲ、42イ~ル、43イ~又 44イ~ル、45イ~リ、46口ホ~又、47イ~チ 48口~ハチ又、49イ~ル、50イ~ニハ~又 51イ~ル、52イ~カ、53イ~チ、54イハ~又 55イ~リ、56イハ~ト、57ハ~リ、90ホ~ヲ 91イ~リ、92口ハニハトリルワ、93イ~又 94イ~ヲ、95ヲ、96ハトチ、98ハチリ又 99イ~又、100イ~ル、111イ~ル 112イ~チ、114ト~ヲ、115イハ~ワ 116イ~リ、117イ~チ、118イ~又 119イ~ニハ~又、120イ~ニ、121イ~ハ 122イ~チ、123イ口ハ、124口~リ 125イ~又、126イ口ホ~チ、127口ニ~又 128イ~ト、129口~リ、130イ~チヌル 131ハ、132ニ~リ、133イ~ワ 134イ~ヲ、136リ又、137イ~ニハ~又 138イ~チ、139イ~ホ、140口~又 141イ~チ、142口~ル、143イ~チ 144イ~リ、145イ~リ、146イ~又 147イ~ル、148イ~リ、149イ~ヲ 150イ~リ、151イ~ト、152イ~リ 153イ~ホ、154イ~チ、155イ口ホ~リ 156イ~ヘルヲ、157口~リ、158イ~又 159イ~又、160イ~リ、161イ~リ 162イ~ハ、163イ~ト、164イ~ト 165イ~又、166イ~ワ、167イ~ル 168口~ト、169イ~ハチリ、170イ~チ 171イ~カ、172イ~リ、173イ~リ 174イ~ハ、175イ~ヲ、176イハ~ハ又~ワ	6,786.56
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県営林 111イ~ル、112イ~チ	

	富山県農林水産公社造林地 48ニ～ハ、チ又、49イロチ、51ハル、52イ～ホ カ、53イ～ニチ、54ハ、171ニホヘリヌル、172 ハ～ト、169ハ、172チリ、171ワカヲ、172イ ロ、1ロ、160ホハト、162ロハニホ、163ハホハ ト、164イ～ト、165イ、159ハ、159ハ～又、 160イロ、169ホ、170イ～チ、36チ～ル、38 ニ～ト、49又、50イロハトチ、130ハ～ト	(221.06)
--	---	----------

別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	城端地域 1イ～ニ、3ハト、4イ～ヲ、5イ～トリ、8ホハ 9チリ又、10ロハ、11イトチリ、 12イロハホリ～ヲ、13イ、14ハトヲ、15イ～ト 16イロ、17チ、18イ、19ハホハト 23ロチリ、20ロ、22イ、24ホ 25イロ、30ホ、37イ～チ、40イ～ハチ～ル 41イ～ニ、59ロ～又、60ロ～又、61イ～又 62イ～又、63イ～ヲ、64イ～ル、65イ～又 66イ～又、67イ～ワ、68イ～ホ	1,041.06
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 22イ	(1.51)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	平地域 1イ～又、2イ～リ、3イ～ル、4イ～又 6ホハト、7ロハチ又ヲ、8リヌル、9イロチ 10イハ～ハヲ～ヨ、11イ～ヲ、12イ～レ 13イ～ヲ、14イロ、15イロニハ～リ 16イロチリ、17イ～ト又、18ハニハト 19ロハハト、20ト、21ロハニチ 23ハトカヨタ、25イロハリ～ヲ、26ロハホチ 27リ又ヲ、28イ～ホ、29イハトチ 30イ～ルワ、31イ～カ、32イ～ニハ～リ 33イ～ヲ、34イ～ル、35イ～ル、36イ～ワ 37イ～ル、38イ～ヲ、39イ～ワ、40イ～ル 41イ～リ、44ロホ、45ハ～ト、47チ～ヲ 48イ～ル、49ハ～又、50イハ、51ヲ 52イ～ホ、54ニト、55イロニホハ 59イロトチリ、63ニ～ル、64イロニハ～ル 65イ～ヲ、66イ～ヲ、67イ～又、68イ～リ 69イ～ワ、70イ～ヲ、71イ～ヲ 72イ～ニリ又、73イ～ツ、74イロニチ～ヲ 75イ～ニハ～又、76イ～ワ、77イ～ル 78イ～ワ、79イ～ル、80イ～リ、81イ～ル 82イ～リ、83イ～ヲ、84イ～リ、85イ～ワ 87イ～ハチリ又、88イ～又ヲ、89又 90ニホトワカ、94ロ、95ハト、100ハホ～チ又	4,745.01

	101ハ～リルヲワ、102ロ～ホ、103チヌル	
	104イ～ニハ～リ、105イホハ、106ヲ 107ハ～リ、108イロハリヌ、109イ～ヌ 110イ～ル、111イハトチ、115ハホ～チ 116ホハ、117ハトチ、118イロハ 119ホ～リ、120イ、121イ～ヲ 122ホ～ヌ、123イロハ、124イ～ニトリヌ 125イ～ヲ、126イ～チヌルヲ、127イ～カ 128ロ～ヌ、129ヌ、130イ～リ 131イニトリ、132イ～リルヲワ 133イ～ニハチ～ワ、134イ～ト 135ハ～ヌヲワ、136ロハ～ヌ 137イロハチルヲワ	
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 94ロ、115ハ、7ロチ、119トチリ、122ホ、123ハ、13イハ、12チ	(50.71)

別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	上平地域 1イ～ヌ、2イ～リ、3イ～ホト～ヌ、4イ～ヌ 5イ～トリ、6イ、7イロハホ、8イロ、9ハ～ヌ 10ロ～ハヌ、11ロハトチ、12イ～チ 13イ～ワ、14イ～チ、16イニ～チ、17ハト 18イ～チヌル、19ロハ、21ニ 23イロホトリヌ、24イロホハ、25ハヌル 26ハ～ワ、27イ～ヲ、30ホヌ、31ヌ 33イ～ル、34イ～ト、35イロハ 38イロホハト、39イ～ヌ、40イ～ト 41イ～ヲ、42イ～ワ、43イ～ヌ、44イ～チ 45イ～ホ、46イ～ト、47イ～ホ、48イ～ハ 49イ～ト、50イロリ、51イロホ～リル～カ 52イロニ～ワ、53イ～ホ、54イ～ホ 55イ～ト、56イ～ト、57ロ～ホト 58ハ～ヲカヨ、59イ～ハチリヌ 60イ～ニハトリ～カ、61イ～ハチ～ヲ 62イロハトチ、63イロ、65イ～ホ、66ニリ 67イ～ニハトリヌ、68イ～ヌ、69ハ～リルヲ 71イ～ハヌ、73ロハ、75チ、77イロ 78イ～ハ、79イ～チ、80イ～ハチ、 81ロニ～ワ、82ハト、83イ～ニ 84イロニトチリ、85イロト～ヌ、86ホチ 87ハハ	3,464.86

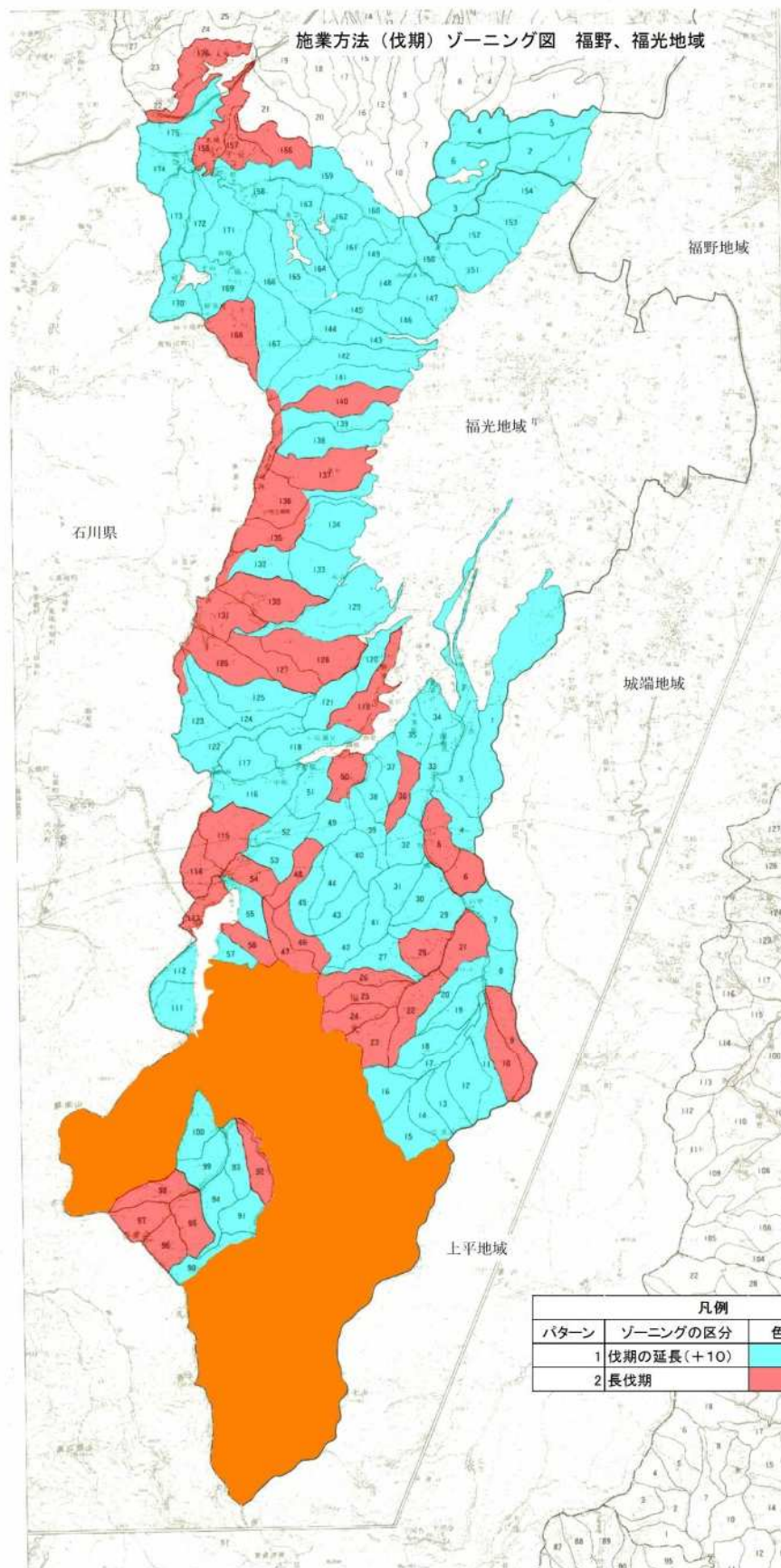
<p>長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）</p>	<p>上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 69ルヲ</p>	<p>(1.16)</p>
---	--	---------------

別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	<p>利賀地域</p> <p>1イ～ニハトチ、2イ、3ハニハト、8イ～リ9イ～ハ、19ニホ、24ハ～リルヲ、25トチワ42ハト又、46ハホハ、47イ49ト～ヲ、50イロハホ～又、51イ～チ52ハ～ハ、53ロ～ホチ、54ハ～チ55イ～ト、56リ、57イニホ、58ハ～ハ59ハ、60ニハチ、61ハチ、62又ル63イロニ～リルカ、64ホハトリ、68イ69ハニホ、71ニホハリル、72ル、73ホヲ75又、76ル、77ニ～チ、78イロホ～チ80ロハ、81イ～ハ、83ロ～ハ84イハ～トル、85ロハホ～ヲ、86イ～又87イ～ワ、88イ～ヲ、89イ～又90イ～チ又、92イ～ワ、93イ～ワ94イ～チルヲ、95イ～ト、96イ～ト97イ～ヲ、101ハ、103ハト、106ト132イ～ヲ、133イ～又、134イ～リ136ニ～ヲ、137イロハ～リ141イ～ハ、142イ～ル、143イ～チ144イ～リ、145ロ～ハ、146ロハニハ～又147イホ～チ又、148ロホ～ヲ149イホハトリヲ、150ハ、151ハニハ～又152イロニホハ、153イ～チ、154イ～チ155イ～チ、156イ～又、157イ～ハリ～ワ158イロホハ又カ、159イ～ル、160イ～ホ161ロ～リワ、162イ～チ、163イ～ヲ164イ～リ、165ハ又、166イ～ヲ167イ～ル、168イ～ホ、170イ～カ171イ～ル、172ホハチ、173ニトチ175ロワカ、176ハ、177ニホヘルヲワ178イホ、179イ～ワ、180イ～ル181トチ、182ロ、183ホ～リ184イ～又、185イ～リ、186イ～リ187ハ～リ、188イロハチ～ル189イ～ニトチル、190ル、191ニチ192イハハ～リ、193ハ～ヲ</p>	4,607.26
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	<p>上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地</p> <p>富山県営林 184ハ又、185イ、186イ</p> <p>富山県農林水産公社造林地 78イ、154チ、157ワ、160イ、188チル、189イロハチル、190ル</p>	(40.16) (36.22)

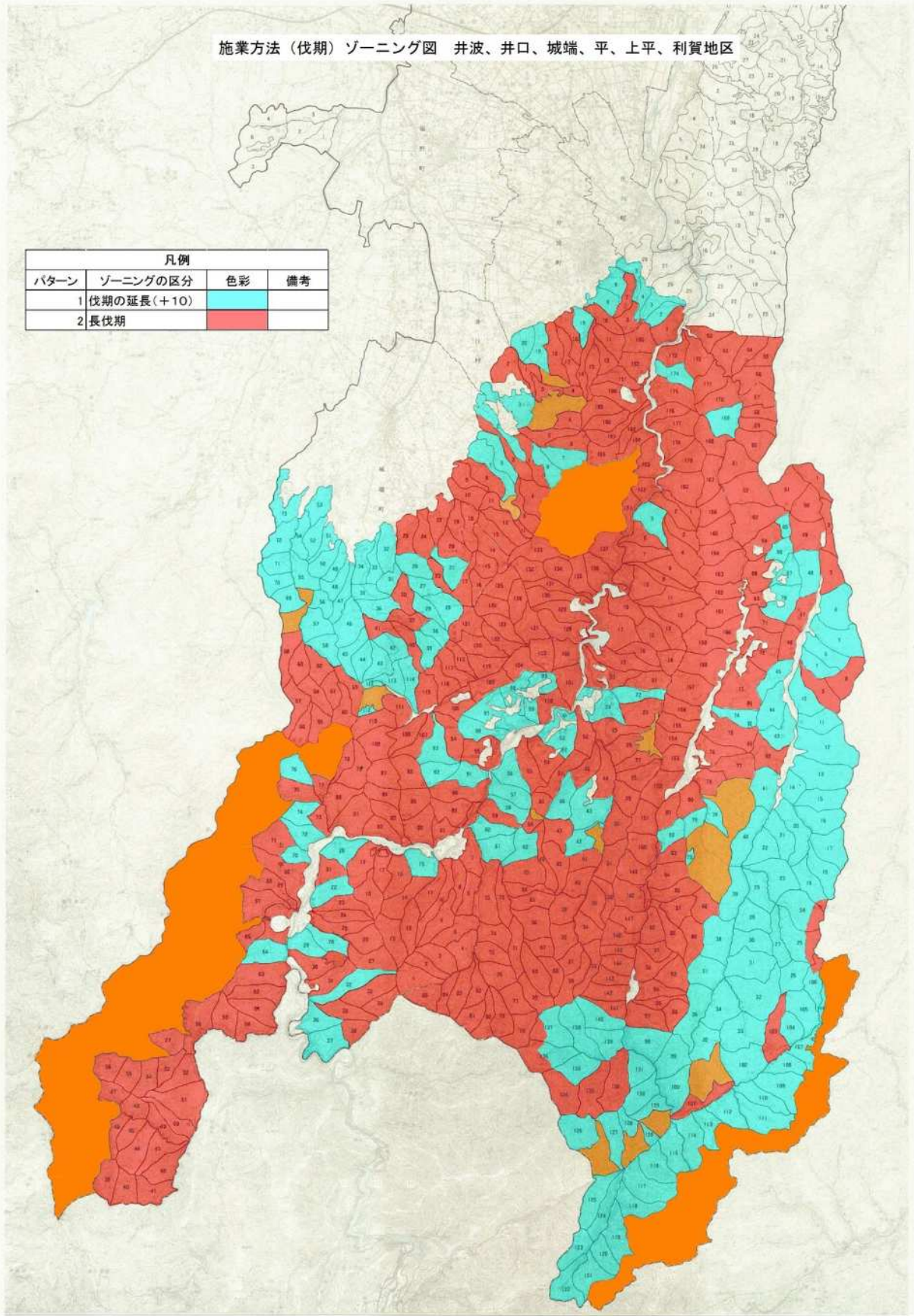
別表 2-2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	井波地域 1イ～ヲ、6ロハハト、7ホ、10トチリ 11イ～ハチ～ル、12イ～ハ、13イ～ト 14イ～ハ、16ト、17ハト、18ロ	299.61
	井口地域 4ロ～ル、5ホハト、6ハ～ト、9ハ	93.81
	福野地域 —	—
	福光地域 5チ～ヲ、6イニ～チヌ、9チ～ヲ、7ト～ヲ、10イ～チ 21ヌヲワ、22ニ～カ、23イ～ニハ～ル 24イ～リ、25イ～ニハ～ル、26イ～ト 28ハチ、36ニホ、46イハニ、47リ 48イトリ、50ホ、54ロ、56ロチリ 92イホチヌヲ、95イ～ル、96イ～ホリヌ 97イ～ヌ、98イ～ホト、113イ～ホ 115ロ、119ホ、123ニホハ、124イ 126ハニリ、127イハ、128チリ、129イ 130リヲ、131イロニ、132イ 135イ～リ、136イ～チ、137ホ 139ハ～リ、140イ、141リヌ、142イ 155ハニ、156ト～ヌ、157イ、168イ 169ト、176ロトチリ	1,380.46
長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	上記の内、以下の富山県営林及び富山県農林水産公社造林地 富山県農林水産公社造林地 176ト、50ホ、48ト	(3.84)



施業方法（伐期）ゾーニング図 井波、井口、城端、平、上平、利賀地区

凡例			
パターン	ゾーニングの区分	色彩	備考
1	伐期の延長(+10)	青	
2	長伐期	赤	



- 3 その他必要な事項
<なし>

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林経営の受委託等による森林経営の規模拡大に関する方針

南砺市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

（1）基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に依じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

（2）具体的な方針

① 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- ・最後に行った間伐から15年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- ・植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
 - ・森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
 - ・森林整備が特に必要な森林（施業履歴等から区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い森林を抽出）
- ② 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。
- ③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

5 その他必要な事項 <なし>

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

南砺市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業の経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することとします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項 <なし>

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

区 分	作業システム	路網密度（基幹＋細部）
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

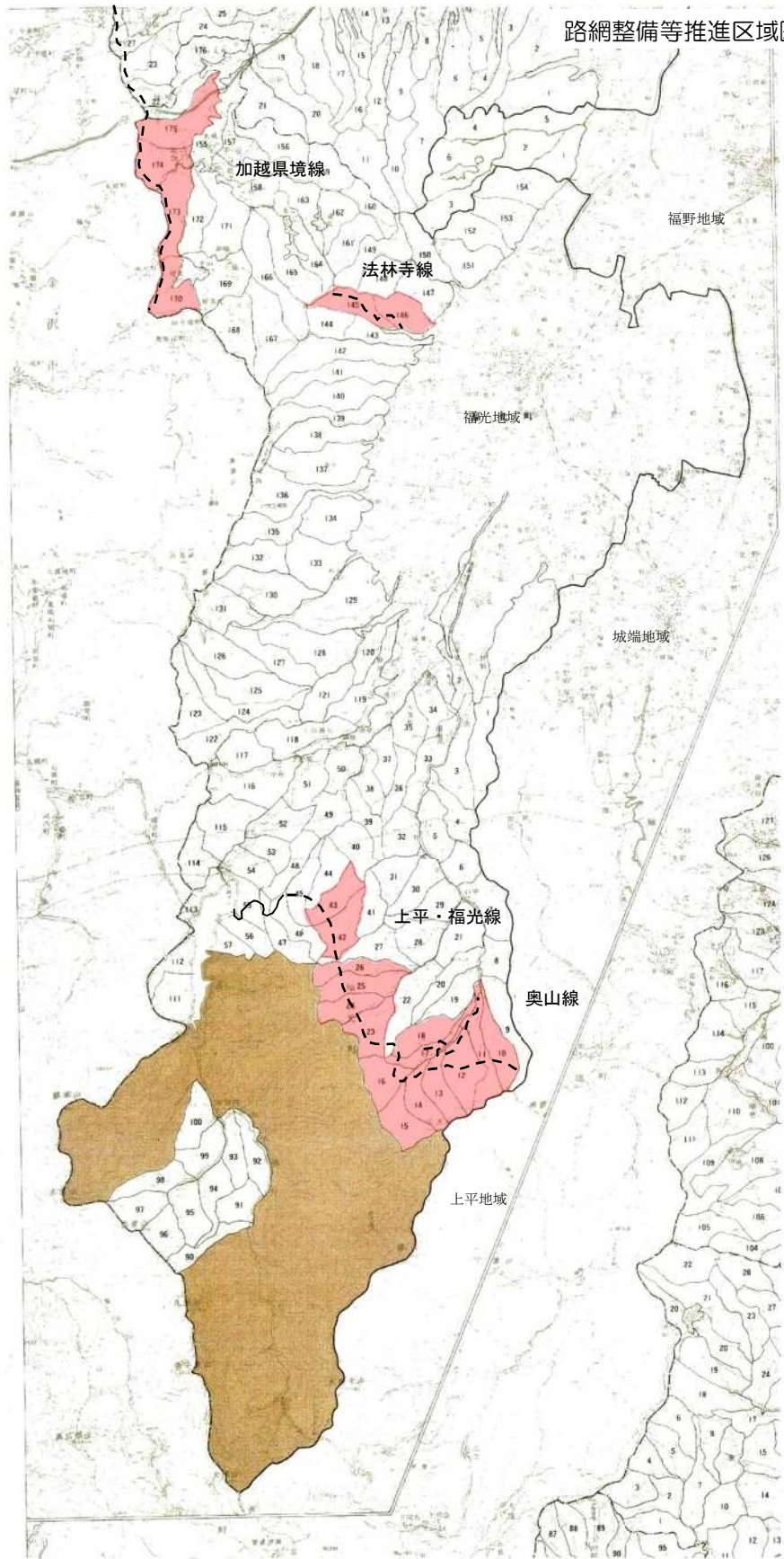
注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

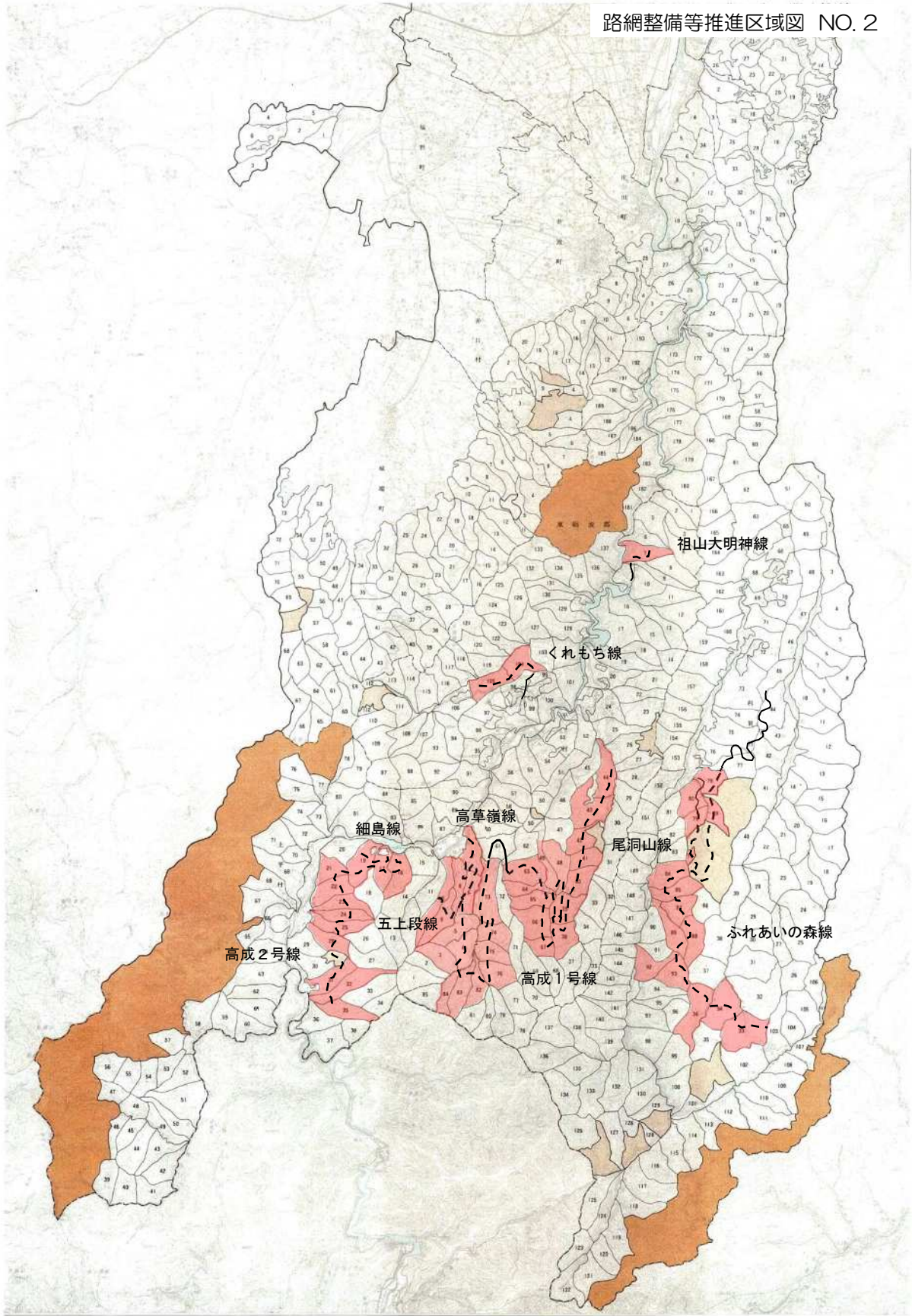
2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、路網整備等推進区域図のとおりとします。





路網整備等推進区域一覽

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	備考
福光 10,11,12,13,14,15, 16,17,18,23,24,25, 26,42,43	877.27	上平・福光	4,000	
平 38,39,40,41,42,43, 44,48,49,63,64,65, 66,67,73,74,75,76, 82,83,84 上平 3,4,5,6,8	1,708.86	高成1号	7,200	
平 7	71.34	祖山大明神	1,400	
平 104,105	136.39	くれもち	400	
上平 16,17,19,21,22,23, 24,25,28,31,32,35	803.51	高成2号	5,000	
上平 9,10	148.76	五上段	200	
上平 6,7,8	171.90	高草嶺	3,100	
上平 17,19	133.86	細島	500	
福光 145,146	100.86	法林寺	2,200	
利賀 33,34,36,78,84,85, 87,88,89,92,93	951.06	ふれあいの森	8,700	
利賀 79.80	165.95	尾洞山	3,000	
福光 11,12,17	176.62	奥山	500	
福光 170,173,174,175	225.85	加越県境	300	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に基づき開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設 拡張 の別	種類	位置		路線名	箇所数 及び 延長(km)	利用区域 面積(ha)	前半 5力年の 計画箇所	備考
		(字、林班等)	(区分)					
拡張	舗装	高草嶺 猪谷		高成1号	(1) 6.2	3,263	○	
	(法面) 改良				(2) 0.2			
〃	舗装	利賀村百瀬川 利賀村上百瀬		入谷	(1) 0.4	649		
	(法面) 改良				(3) 0.5			
〃	舗装	利賀村下原 祖山		大牧	(1) 0.5	1,103	○	
	(橋梁) 改良				(6) 1.0			
〃	舗装	井波外四入会		杉谷	(1) 1.2	143	○	
	(法面) 改良				(3) 0.5			
〃	舗装	樋瀬戸		樋瀬戸	(1) 3.7	112	○	
	(法面) 改良				(5) 0.8			
〃	舗装	山本		蛇目	(1) 0.6	54		
	(法面) 改良				(5) 0.8			
〃	舗装	上田村26ヶ村入会 小瀬		袴腰	(1) 3.2	1,076	○	
	(幅員・法面) 改良				(5) 3.2			
〃	舗装	小原		小原	(1) 0.3	96		
	(法面・局部) 改良				(2) 0.4			
〃	舗装	利賀村大勘場		牛首	(1) 2.4	(3,264) 1,517		
	(法面・局部) 改良				(9) 1.8			
〃	舗装	下出		西俣	(1) 1.5	277	○	
	(橋梁・局部・法面) 改良				(8) 2.0			
〃	舗装	小院瀬見		背戸島	(1) 1.7	56	○	
	(局部) 改良				(1) 1.7			
〃	舗装	大鋸屋 下梨		高清水	(1) 10.3	1,119	○	
	(局部・法面・橋梁) 改良				(5) 0.5			
〃	〃	大島 籠渡		大島兀高	(1) 0.3	183	○	

開設 拡張 の別	種類	位置		路線名	箇所数 及び 延長(km)	利用区域 面積(ha)	前半 5力年の 計画箇所	備考
		(字、林班等)	(区分)					
//	//	田向 下出		尾峰	(1) 1.0	212		
//	//	利賀村百瀬川		清水入谷	(1) 1.3	(319) 67	○	
//	//	利賀村阿別当 利賀村大勘場		尾洞山	(1) 0.3	100	○	
//	//	北市 院瀬見		丸山	(1) 1.0	49	○	
//	//	池田		池田	(1) 1.0	46		
//	//	安居 七村		七村	(1) 0.9	33		
//	(幅員・局部)改良	大鋸屋		大谷	(3) 0.5	40		
//	//	才川七		小二又2号	(1) 0.5	55	○	
//	(法面) 改良	塔尾		名号谷	(3) 0.3	36		
//	//	坂ノ下 林道		赤祖父	(28) 2.4	1,731		
//	//	北野蓑谷入会 林道		縄ヶ池	(3) 0.2	184	○	
//	//	杉尾		杉尾横倉	(3) 0.3	227		
//	//	猪谷		五上段	(3) 0.3	358		
//	//	上田外26ヶ村入会 梅原		桜ヶ池	(1) 0.1	83		
//	//	上原		真川	(1) 0.1	94		
//	舗装	大鋸屋 吉見		城福	(10) 1.5	1,525	○	
//	(法面) 改良				(10) 1.2			
//	(法面) 改良	杉尾		杉尾袖川	(5) 0.5	161		
//	//	相倉		高坪	(3) 0.1	280		
//	//	入谷 高草嶺		花房	(3) 0.1	42		
//	//	祖山 大崩島		柳峠	(3) 0.5	573	○	
//	//	成出 細島		高成2号	(6) 1.0	1,098	○	
//	//	利賀村上畠		ロンレー2号	(3) 0.1	64		

開設 拡張 の別	種類	位置		路線名	箇所数 及び 延長(km)	利用区域 面積(ha)	前半 5力年の 計画箇所	備考
		(字、林班等)	(区分)					
//	//	利賀村大勘場		ホラの谷	(6) 1.0	172	○	
//	//	大谷		西大谷	(8) 0.7	165		
//	//	川西 刀利		医王	(7) 0.8	1,507		
//	//	刀利		奥孫	(4) 0.8	433	○	
//	(幅員・法面)改良	安居		茅場	(3) 1.0	42		
//	//	刀利 綱掛		大平	(8) 1.0	33	○	
//	(法面・排水)改良	西赤尾町 打越		西赤尾	(5) 0.3	304		
//	//	梨谷 皆律		獅子越	(7) 2.8	554	○	
	舗装				(1) 4.5			
//	//	小瀬 漆谷		西谷	(2) 0.8	63		
//	//	下島		下島	(7) 1.5	110		
//	//	井波外四入会 利賀村下原		八乙女	(15) 2.5	537	○	
//	//	利賀村大勘場 利賀村		白谷	(6) 1.0	343		
//	//	大西 樋瀬戸		胡麻堂	(2) 0.3	39		
//	(幅員・法面・排水) 改良	田尻 上田外26ヶ村入会		塔尾	(6) 0.6	810		
//	//	利賀村北豆谷 下山		下山	(3) 1.8	810		
//	(橋梁) 改良	利賀村上百瀬		日尾	(1) 0.1	582	○	
//	(法面・局部) 改良	堺谷		境谷	(1) 14.0	47	○	
//	(橋梁) 改良	院瀬見		院瀬見	(1) 1.5	38	○	
//	(局部) 改良	井口		坂の尻2号	0.1	32.0	○	
			小計	50	(252) 82.3			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森政第541号）に基づき開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場等の木材集積場や、機械の保管庫等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設、その他森林の整備のために必要な施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
貯木場	南砺市大鋸屋	ストックポイント 8,000 m ²	⑤0	

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、県などの情報共有に努め、必要に応じて就職相談会の開催や就業体験等を実施し、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組みます。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次のとおりです。

作業の種類		現状(参考)	将 来	
伐倒 造材 集材	庄川 流域	緩傾斜地 (0° ~15°)	チェンソー、小型集材機 車両系作業システム	・車両系作業システム ハーベスタ、プロセッサ、フ ォワーダ
		中傾斜地 (15° ~30°)	チェンソー、小型集材機 車両系作業システム 架線系作業システム	・車両系作業システム ハーベスタ、プロセッサ、フ ォワーダ ・架線系作業システム チェンソー、スイングヤーダ ー、プロセッサ、フォワーダ
		急傾斜地 (30° ~35°)	チェンソー、小型集材機 車両系作業システム 架線系作業システム	・車両系作業システム ハーベスタ、プロセッサ、フ ォワーダ ・架線系作業システム チェンソー、スイングヤーダ ー、プロセッサ、フォワーダ
		急峻地 (35° ~)	チェンソー、小型集材機 架線系作業システム	・架線系作業システム チェンソー、スイングヤーダ ー、プロセッサ、フォワーダ
造林 保育 等	地拵、下刈、枝打ち			

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備考
	位置	規模	対函 番号	位置	規模	対函 番号	
城端地域 製材工場 燃料製造工場 工ノキダケ生産施設	西新田 上原 北野	1社 1箇所 1箇所	① ② ③				
平地域 製材工場 木工所 和紙加工所 // 販売施設 // // ヤマノミ外販売施設	下梨 大島 東中江 下梨 東中江 下梨 上梨 祖山		④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪				
上平地域 木製品製造販売施設	西赤尾町	1社	⑫				
利賀地域 山菜生産施設 山菜加工施設 双竹販売施設 そば等麺類生産施設	利賀 阿別当 岩淵 上百瀬	店舗 320 m ²	⑬ ⑭ ⑮ ⑯				
井波地域 販売施設 なめこひら外生産施設 林産物展示販売施設 製材工場	北川 東城寺 閑乗寺 専勝寺		⑰ ⑱ ⑲ ⑳				
福野地域 製材工場 // // // // // // チップ工場 // 椎茸栽培管理施設 木炭生産施設 木炭等製造施設 木炭生産施設 山菜加工施設	柴田屋 前田 百町	敷地面積 28,500 m ²	㉑ ㉒ ㉓				
福光地域 製材工場 // // // // // // チップ工場 // 椎茸栽培管理施設 木炭生産施設 木炭等製造施設 木炭生産施設 山菜加工施設	土生新 館 竹内 土山 田中 遊部 西町 土生 松ノ木 立野脇 小二又 小院瀬見 土山 砂子谷	247 m ² 38.9 m ²	㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴				

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたUJ1ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準等に沿って、別表3のとおりとします。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の实情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら、被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
設定なし		

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策	
防除方法	対象松林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

南砺市では、森林病虫害等防除法に基づき、1区域の高度公益機能森林と3区域の地区保全林が指定されています。対象松林の概況と防除方針は、次のとおりとします。

保全松林名：医王山県立自然公園（高度公益機能森林）	
対策対象松林の概況	医王山県立自然公園は、保健保安林として地域住民に憩いの場を提供しています。このため、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。
防除対策実施方針	被害状況は微害ではありますが、引き続き防除を実施しないと被害が拡大する恐れがあります。被害の状況から判断して、伐倒駆除の徹底により、被害程度を微害とすることを目標に防除を実施します。

保全松林名：安居地区保全松林	
対策対象松林の概況	安居地区保全松林は、市民公園「安居寺公園」として森林浴等に利用され、風致景観からも重要な森林となっていることから、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。また、医王山高度公益機能森林を保全する上で、この区域の被害対策を推進する必要があります。
防除対策実施方針	医王山県立自然公園と同様の被害状況であり、防除対策も同様とします。

保全松林名：桜ヶ池地区保全松林	
対策対象松林の概況	桜ヶ池地区保全松林は、桜ヶ池県定公園や森林浴の森として市民に憩いの場を提供しており、風致景観からも重要な森林となっていることから、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。また、医王山高度公益機能森林を保全する上で、この区域の被害対策を推進する必要があります。
防除対策実施方針	医王山県立自然公園と同様の被害状況であり、防除対策も同様とします。

保全松林名：閑乗寺地区保全松林	
対策対象松林の概況 閑乗寺地区保全松林は、南砺市都市公園「閑乗寺公園」として森林浴等に利用され、市民に憩いの場を提供しており、風致景観からも重要な森林となっていることから、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。また、医王山高度公益機能森林を保全する上で、この区域の被害対策を推進する必要があります。	
防除対策実施方針 医王山県立自然公園と同様に被害状況は微害となっていますが、引き続き防除を行わないと被害が拡大する恐れがあります。伐倒駆除の実施と併せ樹幹注入を行い、被害程度を微害に維持することを目標に実施します。	

カシノナガキクイムシ防除対策	
防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、ニホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策	
防除方法	対象森林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

ニホンジカ被害対策	
防除方法	対象森林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、あらかじめ必要な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得ることとします。また、火入れ前に火入れ申請書を市に提出し、許可後に火入れを行います。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風雪害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次のとおりとします。

森林の区域		備考
(城端)	立野原東	第2章のとおり
(平)	祖山、大崩島、杉尾、渡原、下出、入谷、東中江、籠渡、相倉、小来栖、上松尾、下梨、上梨	
(上平)	東赤尾、漆谷、菅沼、上平細島、小原、猪谷、西赤尾町	
(利賀)	利賀村、長崎、栃原、北豆谷、岩淵、上百瀬、百瀬川、上畠、坂上、阿別当	
(井波)	井波外2入会閑乗寺、院瀬見、沖	
(井口)	赤祖父	
(福野)	安居	
(福光)	才川七、広谷、小坂	

(2) その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害や、山火事等の早期発見に努めることとします。

第4章 その他森林の整備のために必要な事項

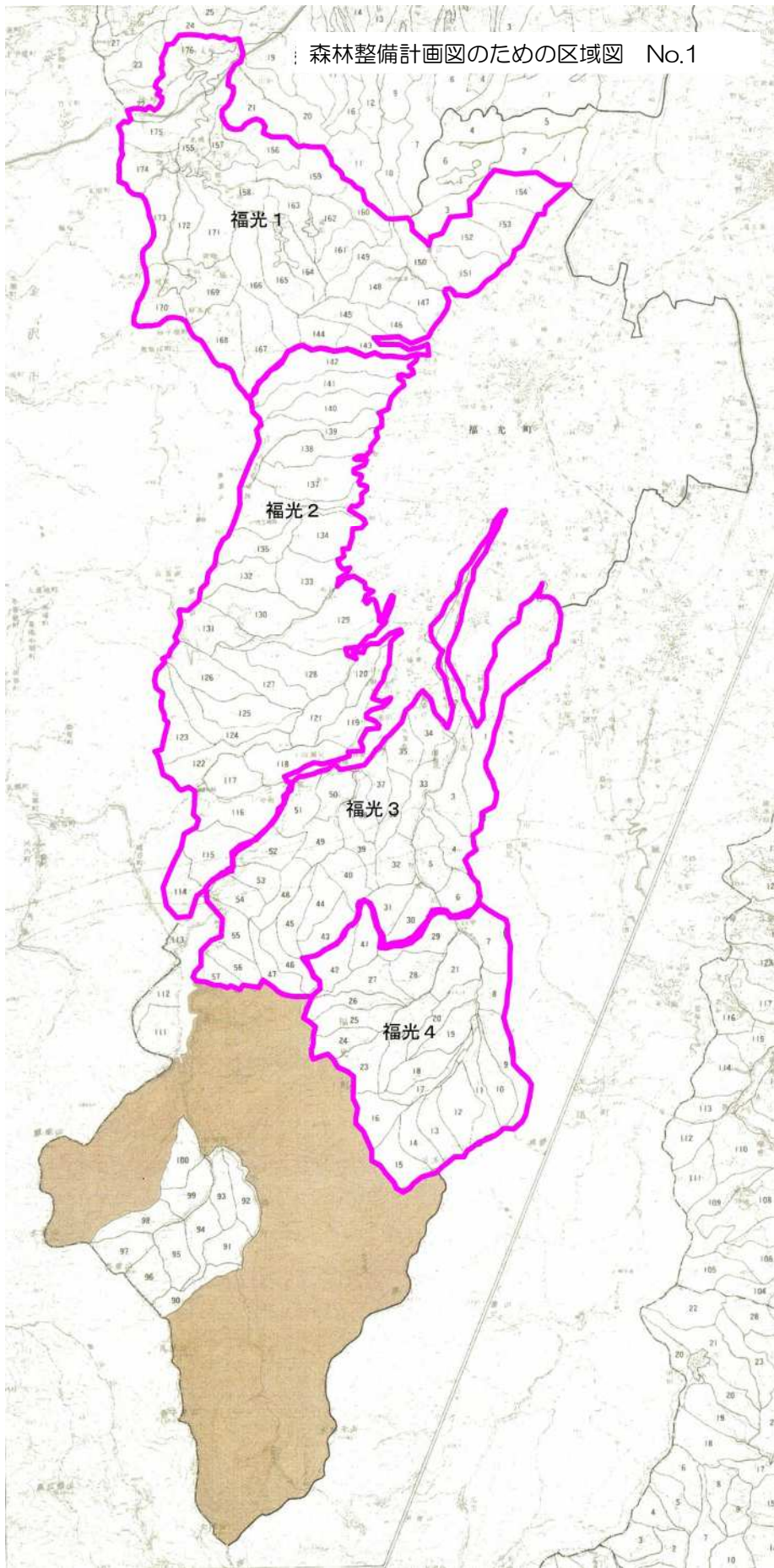
1 森林経営計画の作成に関する事項

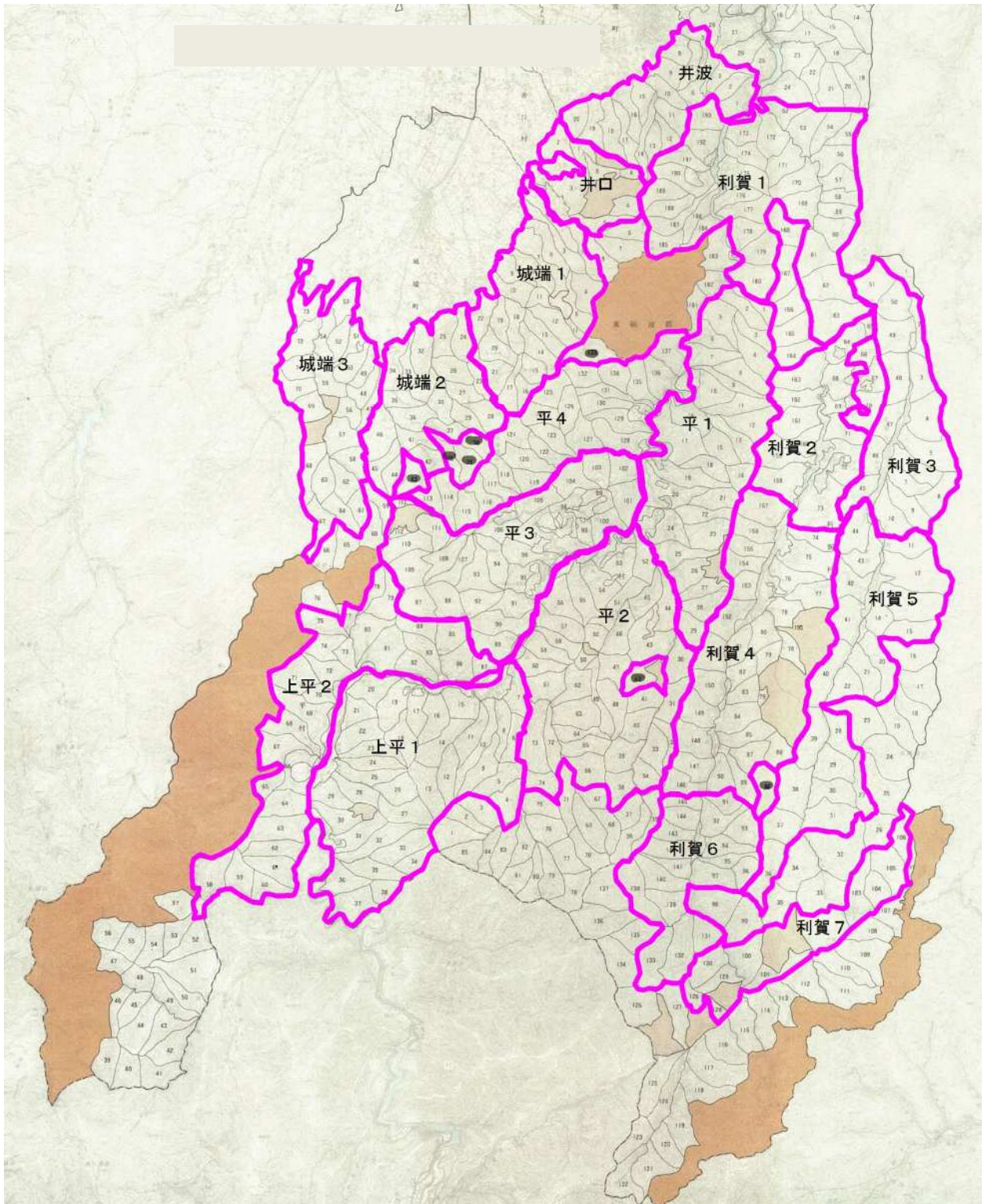
(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域番号	区域名	林班	面積(ha)
1	井波	井波1～20	932
2	井口	井口1～5、9	511
3	城端1	城端1～22	1,261
4	城端2	城端23～37、41、42、44～46	1,129
5	城端3	城端47～58、61～64、67～74、75	1,253
6	福光1	福光143～176	1,976
7	福光2	福光114～142	2,479
8	福光3	福光1～6、30～40、43～57	1,546
9	福光4	福光7～29、41、42	1,398
10	平1	平1～29	1,779
11	平2	平30～34、38～41、43～66、72～74	2,397
12	平3	平87～112	1,756
13	平4	平113～132、134～137	1,437
14	上平1	上平4～38	2,345
15	上平2	上平58～75、77～87	1,998
16	利賀1	利賀52～63、169～180、184～193	2,222
17	利賀2	利賀64、65、68、69、71～73、158～163	916
18	利賀3	利賀2～10、45～51	1,186
19	利賀4	利賀74～87、89、90、146～157、195	2,120
20	利賀5	利賀11～15、20～22、27～31、36～44	1,911
21	利賀6	利賀91～97、131～133、138～145	1,197
22	利賀7	利賀100～106、128～130	771

森林整備計画図のための区域図 No.1





(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

- ① 第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② 第2章第4項の公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ③ 第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ 第3章の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

UJターン者などが地域に安住するために必要な生活環境施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特用林産物のしいたけ、じねんじょ、山菜等については加工組合や協業組織体による生産体制の強化を図り、道の駅や農産物直売所での販売を促進して地域の活性化を図る。

また、南砺市の木利用促進事業により、南砺市産材の住宅への利用を促進することにより、市内林業の活性化を図る。併せて、国の多面的機能発揮対策、県の森づくり提案事業により、市民の地域森林資源の活用や森林保全活動に対して助成を行う。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画について、次のとおりとします。

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
つくばね森林公園	林道原山	20ha 管理棟 1 棟 宿泊棟 1 棟 キャンプ場 0.5ha	①				
五箇山県立自然公園	相倉		③				
五箇山合掌の森	相倉		⑤				

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
森林レクリエーション 施設	桂	漕艇場 オートキャンプ場 テニスコート3棟 多目的広場 艇庫460㎡	⑥				
ロンレーの森 森林公園	利賀村 東山	芝生広場 800㎡ 休憩施設 テーブル、ベンチ 遊歩道 200m	⑦				
利賀ふるさと の森林	利賀村 上百瀬	きのこ園 10,000㎡ 山菜園 3,000㎡ 林浴歩道 4,000㎡ 林間広場 10,000㎡ 交流促進セ ンター1棟 628㎡ 休憩施設1 棟14.4㎡ 森林管理道 300m 取付道路 104m 修景施業 4.5ha 花木植栽 1,100本	⑧				
閑乗寺公園	井波外 2入会 字閑乗 寺	10.8ha キャンプ場 管理棟	⑨				
安居の森（安居寺公 園・緑地広場）	安居	1.5ha 管理棟1棟 グラウンド 遊歩道	⑩				
安居堤群自然共生園		1.7ha レクチャー、休憩 施設、観察道					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
第1章第3項の2のとおり。
- (2) 上下流連携による取組に関する事項
第1章第4項の3のとおり

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理意向調査等の年度別事業計画

番号	地区名	事業内容	R6	R7
1	西太美 林班：115~134 面積：480ha	意向調査準備業務	○	
		意向調査		
		市町村経営管理事業		
2	広瀬（竹内・小山・天神・坂本・ 開発） 林班：138.139.140 面積：130ha	意向調査準備業務	○	
		意向調査		
		市町村経営管理事業		
3	西明・細野・北野 林班：2.3.4.5.6.7.8.9 面積：200ha	意向調査準備業務		○
		意向調査		
		市町村経営管理事業		
4	広瀬館 林班：132.135.136.137 面積：380ha	意向調査準備業務		○
		意向調査		
		市町村経営管理事業		

7 その他必要な事項

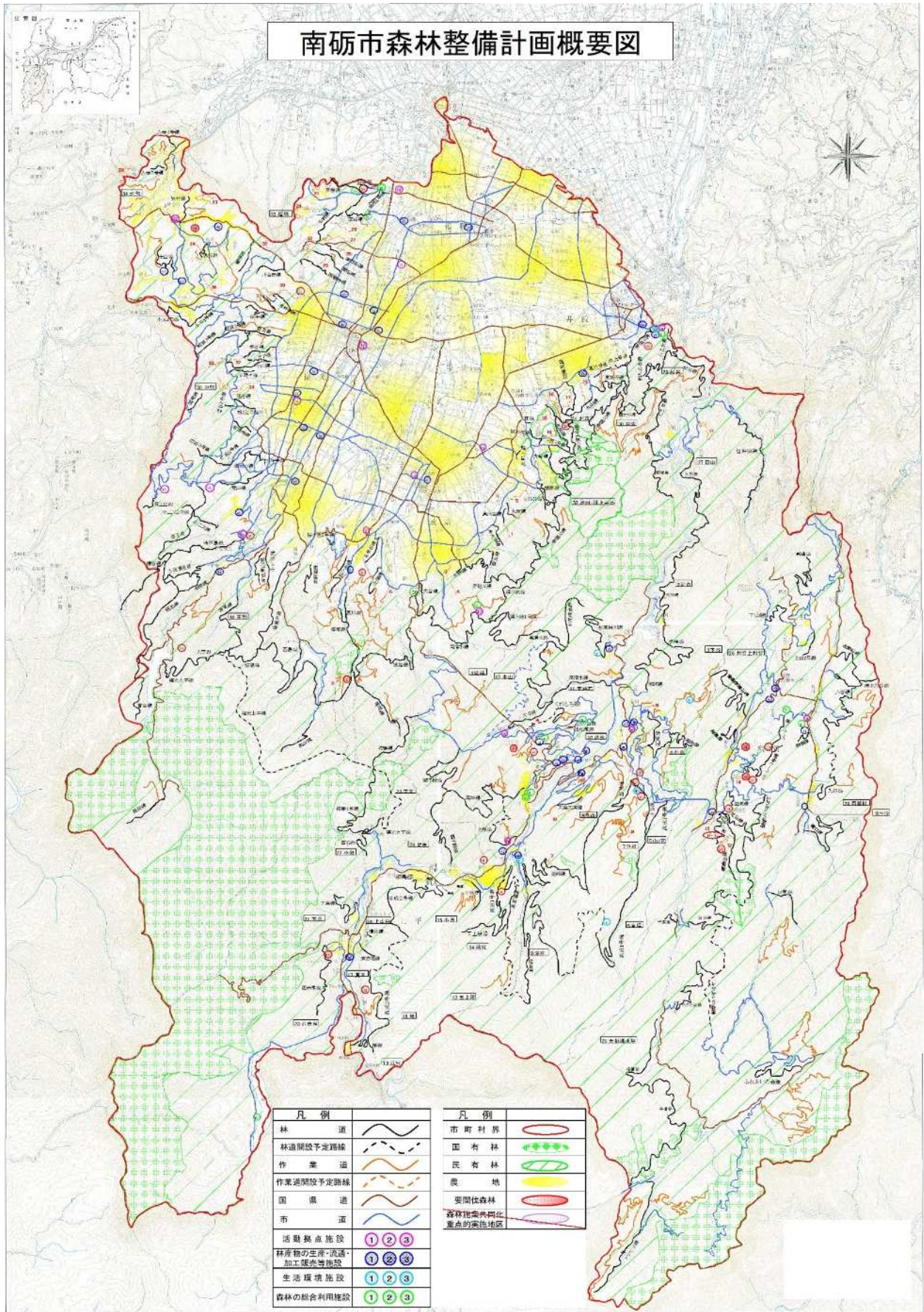
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取りや盛土によって、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう態様、地形、地質等の条件に十分留意し、実施地区の選定を行う。また、切取り面などの法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護工、緑化工、土留工等を設置し、排水施設を設けることとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合は、許可が必要とされる面積規模の引き下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組を実施します。

加えて、盛土に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

南砺市森林整備計画概要図



参考資料

(1) 人口及び就労構造

① 年齢層別人口動態

	総計			0~14歳			15~29歳			30~44歳			45~64歳			65才以上			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数 (人)	R2年	47,937 (87.6)	22,940	24,997	4,979	2,561	2,418	5,151	2,667	2,484	6,890	3,542	3,348	12,124	6,057	6,067	18,753	8,089	10,664
	27年	51,327 (93.8)	24,423	26,904	5,622	2,910	2,712	5,793	2,944	2,849	8,338	4,278	4,060	13,021	6,445	6,576	18,553	7,836	10,717
	22年	54,724 (100.0)	26,026	28,698	6,435	3,305	3,130	6,538	3,315	3,223	9,005	4,580	4,425	15,687	7,872	7,815	17,059	6,954	10,105
構成比 (%)	R2年	100.0			10.4			10.8			14.4			25.3			39.1		
	27年	100.0			11.0			11.3			16.2			25.4			36.1		
	22年	100.0			11.8			11.9			16.5			28.8			31.1		

(注) 2010,15,20年の国勢調査

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	うち木材・木製品製造業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	2010	28,191	1,739	115	14	1,867	10,830	141	15,494
	2015	27,029	1,759	113	11	1,883	10,014	218	15,132
	2020	25,494	1,561	106	8	1,675	9,322		14,334
構成比 (%)	2010	100.0	6.2	0.40	0.04	6.6	38.4	0.50	55.0
	2015	100.0	6.5	0.41	0.04	7.0	37.0	0.81	56.0
	2020	100.0	6.1	0.42	0.03	6.6	36.6		56.2

(注) 2010,15,20年の国勢調査・工業統計調査

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積
			計	田	畑	樹園地				
						果樹	茶園	桑園		
実数 (ha)	2010	66,886	6,919	6,663	115	141	141	0	0	0
	2015	66,864	6,789	6,550	112	127	127	0	0	0
	2020	66,864	6,635	6,526	109	122	122	0	0	0
構成比 (%)	2010	100.0	10.4	9.9	0.2	0.2	0.2	0	0	0
	2015	100.0	10.1	9.8	0.2	0.2	0.2	0	0	0
	2020	100.0	9.8	9.7	0.2	0.2	0.2	0	0	0

林野面積			その他面積	備考
計	森林	原野		
51,243	51,243	0	8,724	
51,337	51,337	0	8,738	
51,413	51,413	0	8,816	
76.6	76.6	0	13.0	
76.8	76.8	0	13.1	
76.9	76.9	0	13.2	

(2010,2015,2020 農林業センサス調べ)

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林		
総数	ha 52,582	% 100	—	—	—	—	
国有林	8,473	16.1	—	—	—	—	
公有林	計	7,962	39,613	12,526	27,087	23.8	
	県有林	557					(1.1)
	市有林	7,405					(14.1)
	財産区有林	-					
森林総研有林	6,749	12.8					
公社有林	903	1.7					
私有林	27,835	52.9					

(令和3年度富山県林業統計書調べ)

※計と内訳の和が一致しないのは四捨五入による

② 民有林の齢級別面積

(単位：ha)

	総数	1.2 齢級	3.4 齢級	5.6 齢級	7.8 齢級	9.10 齢級	11.12 齢級	13 齢級以上
民有林計	43,448	139	148	308	766	2,033	6,375	29,843
人工林	12,526	56	110	296	749	1,873	4,748	4,694
天然林	27,087	83	38	12	18	161	1,627	25,149
その他	3,836	—	—	—	—	—	—	—

(森林資源構成表による)

③ 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体数				
1～3ha	1	10～20ha	4	50～100ha	2
3～5ha	9	20～30ha	2	100～500ha	3
5～10ha	7	30～50ha	2	500ha以上	1
総 数					32

(2020 世界農林業センサス調べ)

④ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網	191	467,132	
うち林業専用道	45	38,871	

民有林林道等整備計画 (平成29年1月策定)

(4) 計画期間において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
タテヤマスギ	5~18	<p>旧城端 1 イ〜チ、2 イ〜リ、3 イ〜ル、4 ル、ヲ、5 イ〜ト、又、6 〇〜ル、7 イ、ハ 〜チ、又〜カ、8 〇、ハ、ホ、ト〜ヲ、9 イ、ハ、ハ〜又、10 〇〜ハ、11 ハ ニ、ハ〜リ、12 イ〜ホ、リ〜ヲ、13 イ〜又、14 イ〜ヲ、〇、15 イ〜 チ、16 イ、〇、ニ〜ト、17 イ〜ト、18 〇〜ヲ、19 イ〜チ、20 イ、〇、チ、 21 イ〜ニ、ハ、チ、22 イ〜ル、23 ト、リ、24 イ〜ハ、チ、又、ヲ、25 イ 〜ヲ、26 イ〜ニ、ト、リ、27 イ〜ハ、ホ〜リ、28 ハ、ル、29 ハ〜ハ、ト、 リ、30 イ、〇、ホ〜ル、31 イ〜ル、32 イ〜ヲ、33 イ〜又、34 イ〜ヨ、 35 ハ〜チ、36 イ〜ハ、チ〜ヲ、37 イ、リ〜ヲ、38 ハ〜又、39 イ〜 ト、ヨ、40 イ〜チ、又、41 ハ〜又、42 イ〜ハ、チ〜又、43 イ〜又、44 ハ、45 〇、ハ、ホ、リ、46 イ〜ヲ、47 イ〜ハ、チ、リ、48 イ〜又、49 イ 〜チ、50 イ〜ル、51 イ〜ハ、52 イ〜リ、53 イ〜ル、54 イ〜ト、5 5 イ〜又、ヲ、ヲ5 6 イ〜又、57 〇〜ニ、ハ〜ヲ、58 イ〜ヲ、59 イ〜 チ、60 ニ、ホ、ハ、62 ト、チ、63 ヲ、64 イ、〇、ハ、65 イ、ハ、ニ、ハ、ト、 チ、66 〇〜リ、67 〇、ハ、68 ニ〜ヲ、69 イ、〇、ハ〜又、70 イ〜ニ、ハ 〜リ、71 イ〜チ、72 イ〜ヲ、73 イ〜ニ、ハ〜ヲ、ヨ</p> <p>旧平 4イ、5ハ〜チ、6〇、ハ、7イ、〇、ニ〜リ、8〇、ハ、10イ、〇、ホ〜ヲ、 12チ、13イ、ハ〜ハ、チ、リ14イ〜ハ、ハ16ハ、ト、17ホ、ト〜カ、 18イ〜ト、19ハ〜ヲ、20イ〜ヲ、21イ、ハ〜チ、22イ、〇、ニ〜ト、 23イ〜タ、24イ〜ト、25イ〜ヲ、26〇、ニ、ハ、ト、リ〜ル、27イ〜 ヲ、28イ〜又、29イ〜リ、30イ〜ホ、ト、リ、又、ル、ヲ、31〇、32 〇、ホ、34ホ〜ル、35イ〜チ、38〇〜ホ、又39ハ、40ニ、ホ、又、ル、 41イ、ハ、ニ、42イ〜ニ、ト、チ、43イ〜チ、ル〜タ、44イ、〇、ニ〜ル、 45イ〜ホ、ト、チ、46ハ、チ〜ヲ、カ、47イ〜ト、48ホ〜ト、ヲ、ヲ、カ、 49イ、〇、ハ、リ、50〇、ニ、ホ、ハ、リ、51ニ、ホ〜ル、ヲ、52イ、ニ〜ト、 53イ〜カ、54イ〜ル、55イ、ハ、ハ〜ル、56イ、〇、ニ、ホ、ハ、ト、リ、又、 ル、ヲ、ヲ、57〇、ハ、ニ、ホ、チ、リ、ヨ、58イ、ハ、59〇〜ト、60イ〜ヲ、 61イ、〇、ハ、ニ、ハ、ト、チ、リ、又、ル、ヲ、62イ〜ル、63イ〜カ、64又、 ル、65イ、〇、ハ、ニ、ハ〜ヲ、66イ、ホ、ハ、ト、チ、リ、67イ〜ト、又、69 ホ、ハ、ト、71〇、ニ〜ヲ、72イ〜ニ、ホ、ハ、リ〜ル73イ〜ハ、チ、リ、又、 ル、ヲ、カ、ヨ、タ、74イ〜ト、75ハ〜又、76イ〜ニ、87ハ〜ハ、チ、リ、 又、88ハ〜ハ、リ、又、89イ〜ヲ、90イ、〇、ハ、ハ〜ヨ、91イ、〇、ニ、ホ、 ハ、ト、チ、リ92イ、〇、ホ、又、ル、93イ〜ホ、チ、又、ヲ、ヲ94イ、〇、ハ、ニ、 ホ、ト、又、ル95〇〜ホ、チ、リ、96イ〜ト、リ、又、ル、97イ〜カ、98イ 〜ル、99イ〜ヨ、100イ〜ニ、ト〜又101イ〜ホ、ト、リ、又、ヲ、カ、 102イ、〇、ト、チ、リ、又103イ〜ル、104イ〜ハ、チ、又、ル、105 〇、ハ、ニ、ト〜ヲ、106イ〜又、ヲ、ヲ、107イ、〇、リ、108〇、ハ、チ、 110ハ、ト、111〇〜ハ、チ、又、ル、112ハ、ニ、113イ〜ト、114 イ〜ニ、ト、115イ〜ホ、リ、又、116イ、ハ、リ、又、117イ、ハ、118 ホ、ハ、119イ、〇、ハ、ニ、ハ、ト、チ、リ、120〇〜ル、121ル、ヲ、122 イ〜ホ、リ、123イ、ハ、ニ、ホ、ハ、124イ、ホ、ハ、ト、チ、リ、125ニ、ヲ、 126イ、ニ、ホ、ハ、リ、127ル、カ128イ、ハ、ニ、ホ、ハ、ト、チ、又、ル、ヲ、 ヲ、カ、ヨ129イ、〇、ト、チ、ル、130〇、ニ、ホ、ハ、リ、又、ル、131〇、ハ、</p>

	<p>ト、チ、132口、133チ又、ヲ、134ハ、チ、リ又、135ハ、ニ、ホ又、 137イ、口、ホ、ル、ヲ、ワ</p> <p>旧上平</p> <p>2口、ニ、ハ、3口、ニ、ホ、ト〜又、4イ〜又、5イ、口、ハ、ホ〜又、6イ〜チ、 7イ〜又、8イ、口、ニ、ホ、ハ、9イ〜ニ、チ、リ又、10イ、口、ハ、ニ〜リ又、 ル、11イ〜ホ、ト、チ又、12イ、ホ、13ホ、ハ、ト14ニ〜ル、15イ〜 又、16口、リ、17イ、口、ハ、ホ、ハ、19ニ、ホ、チ、リ又、20イ〜チ、21 イ、口、ハ、ホ、ハ、リ、22イ、口、ニ、チ、リ又、ル、ヲ、23イ、口、ハ、ホ、ハ、25 イ〜ホ、28ト、チ、リ、29イ、口、ハ、ニ、ホ、チ、30イ、口、ハ、ニ、ハ、ト、チ、 リ、ル、ヲ、31イ、口、ト、チ、リ、ル、ヲ、32口〜リ、33ト〜ル、34イ、35 口、ハ、ニ、36イ、ハ〜リ、37イ、ハ、ホ、ハ、ト、チ〜ワ、38イ〜ホ、50イ、 ハ、51又、52ハ、ニ、58又、ル、ヲ、60ニ、ハ、61イ、口、ト、チ、リ、62 口、ニ、ホ、63口〜リ、64イ〜チ又、65ホ、66イ〜ホ、ハ、67イ〜 ハ、又、68イ〜ニ、リ又、69口、ハ、ニ、ホ、チ、リ、ル〜カ、70イ、口、ハ、ニ、 ホ、71リ又、72ハ〜リ、73イ、ハ、ニ、ホ、74イ、口、ハ、ニ〜チ、75イ 〜ニ、ホ、ハ、ト、リ又、76イ〜ホ、77イ、ハ、78ニ、ハ、79イ〜チ、80 口、ハ、ニ、チ、リ、81ニ、ホ、ハ、ル、82イ、口、ハ、ト、チ、83口、ハ、ニ、ハ、 84ト、リ、85ト〜ル、86ハ〜ト、リ、ヲ、87イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ〜ル</p> <p>旧利賀</p> <p>1イ〜ト、2イ、口、ホ、ハ、3イ、ハ、ニ、ホ、ハ、チ、4ハ、ト、リ〜ヲ、5イ〜カ、 6イ〜ハ、7イ、口、ニ〜リ、8イ、口〜ト、リ、9ハ、チ、リ又、10口、ニ、ト、 チ、リ又、11イ、ハ、ニ、ホ、チ、リ、12イ〜ニ、ハ、ト、リ又、ワ〜レ、ツ、13 イ、口、ハ、ニ、ハ〜リ、ル、ヲ、カ、ヨ、14イ〜ハ、チ、15イ、ハ、ト、16イ〜 ホ、ト、チ、リ、17イ〜ホ、20イ、ホ〜リ、ル、21口、22ハ、ニ、ホ、24 ハ、ト、28チ、リ、29イ〜チ、32ハ、ニ、ハ、ト、リ〜ヲ、カ〜ツ、33口〜 ハ、リ〜レ、34イ、口、ハ〜又、35イ〜チ、36イ〜チ又、37ハ、ホ、38 ト、チ、リ、39ニ、ハ、ト、チ、リ、40イ、口、ニ、ハ、41ニ、リ又、ヲ、ワ、42イ 〜カ、43イ、口、ハ、ニ、ホ、ト、チ、リ、ル、ヲ、44イ、口、ハ、ホ、ト、チ、リ、ル、ヲ、 45イ、ハ〜ト、46イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、47イ〜ト、48イ、口、ハ、ニ、ホ〜 又、49イ、ハ〜ヲ、50ニ、ホ、ハ、又、51ホ、ハ、ト、52イ、ハ、ト、53イ、 ハ〜ル、54イ、口、ハ、ホ、ト、チ、55ハ、チ、リ、56イ〜ホ、ト、リ、57イ〜 ト、58口〜ト、59イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、60イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、ト、チ、リ、 61口、ハ、ハ〜又、ヨ、62イ〜ト、又、63イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、ト、リ、64ハ 〜リ、口、65イ、口、ハ、ニ、66イ〜ニ、67イ〜ニ、68イ〜ハ、チ、リ、 69イ、口、ハ、ニ、ホ、70イ〜ホ、ハ、ト、チ、リ又、71イ、口、ニ、ハ、リ又、 ル、ヲ、72イ、口、ハ、ニ、ホ〜ル、73イ〜ニ、ホ、ハ、ト、チ〜ル、ヲ、ワ、カ、74 イ〜ワ、75イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、ト〜カ、76イ〜ル、77イ〜ホ、チ、リ又、 78イ〜ハ、チ、リ、ヲ〜ナ、79イ、ニ、ハ〜ヲ、80イ〜又、81ハ〜リ、 82イ〜ホ、ト、チ、83イ、チ、リ、84イ、口、チ、リ又、ワ、85口、ニ、ホ、 89リ又、ル、90イ、口、チ、又、91チ、リ、92イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、ト、リ、 又、ル、ヲ、93イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、チ、94ニ、ホ、ハ、ト、チ、リ又、ル、ヲ、95 イ、口、ハ、97ハ、ホ〜リ、100ハ〜ル、101イ、口、ハ、ニ、ホ、ハ、102 ト、チ、又、103イ、108イ、口、ニ〜チ、109イ〜ニ、ト〜ル、110イ 〜リ、111イ〜ヲ、112ハ〜リ、113イ、口、ホ、ハ、114イ、ハ、ニ、 ホ、又〜カ、115チ、リ、116ト、又、117イ、口、ハ、ホ〜リ、ル、ヲ、カ、 118イ、口、ニ、ホ、ハ、122ニ、ハ〜リ、123イ、ハ〜チ、125イ〜又、 126ハ、ト、チ、又、ル、127イ〜ト、128イ〜ホ、135ハ、ト、チ、</p>
--	---

	<p>138ル、139イ、ロ、ハ、141イ〜ニ、143ホ、144ハ、ニ、ホ、ト、 145イ、ニ、ハ、146イ、ニ〜ト 147イ〜ニ、ト、チ、又、148イ〜ワ、 149イ〜ト、リ、又、ヲ、150イ〜又、ワ、151イ、ロ、ホ、リ、又、152 イ、ハ〜又、153イ、ロ、ハ、ホ、ハ、チ、154ト〜又、155チ、リ 156イ 〜ニ、リ、157ニ〜チ、ワ、カ、158イ〜ニ、ト〜カ、159ロ、ハ、ニ、ヲ、 160イ、ホ、ハ、ト、161イ、又、ル、162ハ、163ル、ヲ、170イ、ハ、 ニ、チ、171ト、又、172イ〜ニ、ト〜又、173ト、リ、174イ〜リ、 175イ、ニ〜又、ヲ、176イ〜ト、177イ〜ハ、ハ〜チ、179イ、 180ハ、ヲ、ワ、カ、182イ、ニ、184ハ、ニ、チ〜又、185イ、186 イ、ロ、187イ、ロ、ハ、188ハ〜チ、ル、189イ、ロ、ハ、ハ、チ、ル、ヲ、 190イ〜ト、リ〜又、191ロ、ハ、ホ〜チ、192イ〜ホ、又〜ウ、193 イ〜ニ、チ〜又、194イ〜ホ、195イ〜ホ</p> <p>旧井波 1イ、イ〜ル、2イ〜チ、3イ〜チ、4イ〜ハ、5イ〜チ、6ハ〜リ、7イ〜 チ、8イ〜ト、9イ〜ハ、10イ〜リ、11ロ〜ル、12イ〜ハ、13イ〜 ト、14イ〜チ、15イ〜チ、16イ〜ヲ、17イ〜チ、18イ〜チ、19イ 〜又、20イ〜リ</p> <p>旧井口 1イ〜又、2イ〜カ、3イ〜ハ、リ、ヲ、4イ〜又、ヲ〜カ、5イ〜ト、6イ〜 ト、9イ〜ワ</p> <p>旧福野 1イ〜又、2イ〜ル、3イ〜ト、4イ〜又、5イ〜ヲ、6イ〜ル</p> <p>旧福光 1ロ〜ワ、2イ〜又、3イ〜ハ、ホ、ト〜カ、4イ、ニ〜ト 5ニ、ト、ヲ、ワ、6 イ、ロ、ハ、7ロ〜ハ、チ、リ、ル〜カ、8ト、ハ、9イ、ハ、ニ、ト、ル、10ル、11 イ 12ハ、ト、リ、14イ、ハ、ト、チ、15イ、16ハ、ニ、チ、リ、ヲ、17ト、 18ロ、19イ〜ハ、ト、チ 21ホ、チ〜又、25ホ、ル、28、ロ、ニ、ホ、ト、 リ、ル、29イ、ニ、ホ、リ 30ロ、チ、リ、又、ル、31ロ、チ、リ、又、32イ〜チ、 又、33イ〜又、ヲ、34イ〜チ、35イ〜ル、36イ〜ル、37イ〜リ、 38イ、ロ、ニ〜リ、39イ、ハ、ト、又、40ロ、ハ、ニ、ハ〜チ、又、41イ、42 イ〜ホ、ト、チ、リ、43イ、ニ、ハ、44イ〜ハ、ホ、ハ、チ〜ル、45イ〜ホ、 46ホ〜又 47イ〜ホ、ト、リ、48ロ、ニ〜又、49イ〜ル、50イ〜又、 51イ、ハ〜ル、52イ〜カ、53イ〜チ、54イ、ハ〜又、55ロ、ハ、ハ〜 リ、56イ〜リ、57ハ〜ハ、90ヲ、91チ、92ト、ニ、93イ、〜リ、 94イ〜又、95ロ、ホ、98ハ 99ト、100イ〜ホ、ト〜ル、111イ 〜ニ、ハ〜ル、112イ〜チ、113イ、ロ、ハ、ホ、114イ〜ヲ、115イ、 ロ、ニ、ル、ワ、116イ〜チ、117イ〜ホ、ト、118ニ〜又、119イ〜 又、120イ〜ニ、121イ〜ハ、122イ、ハ〜チ、123イ〜ホ、124 イ〜ホ、ト〜リ、125イ、ロ、ハ、ト、チ、リ、126イ、ニ、ホ、ハ、ト、127ロ、 ホ、ハ、チ、又、128イ〜ニ、リ 129イ〜ニ、ハ〜リ、130ロ〜ル、131 イ、ロ、ニ、132ロ〜チ、133ロ〜ワ、134ロ、ハ、ホ、ハ、チ〜ヲ、135 イ、ロ、ハ、136イ、ト、チ、リ、又、137イ〜又、138イ〜チ、139イ〜 チ、140、イ〜又、141イ〜又、142イ〜ル、143イ〜チ、144イ 〜リ、145イ〜リ、146イ〜又、147イ〜ル、148イ、ホ、ハ、ト、チ、 リ、149イ〜ヲ、150イ〜リ、151イ〜ト、152イ〜ハ、ホ〜リ、 153イ〜ホ、154イ〜チ、155イ〜リ、156ロ、ハ、ハ〜ヲ、157 イ〜ニ、ハ、チ 158イ〜ハ、リ 159イ〜又、160イ〜リ、161イ〜</p>
--	--

		<p>リ、162 イ～ホ、163 イ～ト、164 イ～ト、165 イ～ヌ、166 イ、 〇、ハ、ホ、ト～ワ、167 イ～ル、168 イ～ト、169 イ～ハ、チ、リ、 170 イ～チ、171 イ、〇、ニ～カ、172 イ～リ、173 イ、ハ～ハ、リ、 174 イ、〇、ハ、175 イ、〇、ホ～トヌ～ヲ、176 イ、〇、ハ、ホ～ワ</p>
カラマツ	5～16	<p>旧城端 1 イ、2 イ、〇、6 ホ、ハ、16 ハ～チ、17 ニ、ホ、ト、20 ヌ、21 イ、〇、ハ、 ホ、ト、23 イ～ハ、25 リ、69 イ、73 〇、74 イ</p> <p>旧平村 7 リ、ル、ヲ、8 イ～ル、9 イ、10 ハ、ニ、ヨ、11 イ～ホ、チ～ヲ、23 チ、 24 ニ、ハ、31 イ、〇、ハ、チ、ヌ～カ、32 イ～ホ、33 イ～チ、ヌ、ヲ、34 イ、ハ、ニ、ホ、36 ヲ、ワ、37 イ、ハ、ハ、ト、チ、38 ホ～ヲ、39 ハ～ハ、チ、 リ、ル、ヲ、ワ、40 〇～ル、41 イ～リ、48 ハ、49 ト、53 ホ、55 チ、 65 チ～ル、73、〇、ハ、80 〇、ホ、82 ハ、84 ハ、ト、ワ、89 ハ、97 〇、133 ヌ、ル、134 イ、ホ、ハ</p> <p>旧上平 4 イ、7 イ、ハ、10 ニ、17 〇、19 リ、20 ト、60 ハ、ト、チ、ル、66 イ、 78 ハ～ハ、79 ハ、ト、チ</p> <p>旧利賀 5 ホ、ト、6 ハ、ホ、9 リ、10 ハ～ハ、12 ヌ～ワ、13 〇、22 ニ、30 〇、ト～ル、31 〇、ヲ、ワ、カ、32 イ、〇、チ、ワ～タ、33 イ～ホ、ト、34 ト ～ヌ、35 イ、〇、ホ、ハ、ト、36 ハ、ニ、ホ、38 イ、〇、ニ、ホ、43 ヲ、44 リ、45 イ、47 イ、55 チ、56 ホ、58 ハ、59 〇、60 〇、ニ、ホ、64 ト 65 イ、ニ、75 ヲ、79 イ、80 〇、82 ハ、84 ハ、ト、ワ、85 ニ、89 ヌ、101 ニ、ホ、ハ、102 ヌ、104 イ、〇、ニ、ホ、ハ、105 イ、ハ、ト、チ、 107 ハ～チ、108 イ～ニ、ト、109 ニ、ホ、ハ、リ、ヌ、110 イ～ハ、 139 〇～ホ、148 ヲ、150 ニ、151 イ、158 ト、ル、159 イ、 160 ト、170 イ、195 〇、ハ</p> <p>旧井波 6 チ、リ、8 ハ、9 イ、12 〇、13 ホ、ハ、ト、14 イ、〇、16 ニ</p> <p>旧福光 40 ハ、ホ、リ、42 ヌ、43 イ、ニ、ト、チ、ヌ、44 イ～ハ、チ、ヌ、45 イ、ハ、 ニ、ハ、ト、チ、48 ト、チ、リ、49 〇、ホ、ル、50 チ、52 ヌ、129 ハ、ニ、 ト、タ、95 〇～ホ、115 〇、ハ、ニ、ハ、ト、チ、132 ニ、ハ、ト、133 ハ、 136 イ、ト、チ、リ、137 イ～ニ、チ、139 イ、〇、141 ハ、ホ、142 イ、リ、ル、143 チ、144 チ、146 ヌ、148 ニ、150 ニ、158 イ、 160 ニ、165 リ、166 ト、167 〇、ト、168 ホ、ト、171 〇、ハ、 ワ、173 ハ、175 チ</p>
ヒノキ	5～22	<p>旧城端 1 ト、チ、2 チ～ヌ、3 イ、ハ、6 ヌ、ル、7 イ、ニ、ホ、ト、チ、8 ヌ、9 ハ、ハ、ヌ 10 ハ、11 ハ、18 リ、22 ヌ、24 〇、ハ、25 ハ、ニ、ト、チ、ヌ、30 ハ、32 ヌ、33 イ、34 ハ、ト、リ、35 イ、ハ、47 イ、48 ト、53 〇、 ハ、54 ハ、70 ハ、72 ハ、73 〇、55 チ、56 ヌ、57 イ、ニ、ホ、ル、ヲ 旧平</p>

		<p>73ハ、18ロ、27ニ、ホ 旧上平 77イ、ハ、10ヌ、11ハ、14チ、19ニ、24ニ〜ハ、27ロ、32 ル、44イ、ロ、46ニ、ホ、66ハ、71ハ 旧利賀 12ハ、ト、リ、14ロ、52ト、53イ、54イ、71ヌ、72イ、73ホ、 172イ、ニ、173リ、174ホ、175ニ、ホ、192ル、193ヌ、ル 旧井波 1ロ〜ホ、3チ、4ハ、5イ、ト、7ハ、8イ、ロ、ホ〜ト、9ハ、ハ、10イ〜 ハ、15ロ〜ト、16ロ〜ト、リ、17ハ、ト、18イ、ロ、ホ、チ、19イ〜ニ、 ハ、ト、リ、20イ〜リ 旧福野 1ト〜ヌ、3ロ、ニ、ホ、4ロ、5ハ、ハ、ト、ル、6ニ、ル 旧福光 2ロ〜ホ、チ、リ、11ニ、34ハ、ニ、35イ、ロ、ホ、ト、36イ、ロ、ニ、ホ 37ホ、52リ、117ハ、119イ、ロ、ニ、ト、120、イ、ハ、127ヌ、 129、ル、カ、ク、シ、130ホ、133リ、134ロ、ハ、ホ、ハ、チ、ヌ、ク、 135イ、136リ、ヌ、137イ、チ、リ、ヌ、138、ロ、ハ、ト、139イ、ロ、 140イ、ニ〜ヌ、141イ〜ト、142ト〜ル、143イ〜ハ、ホ、チ 145ト〜リ、146ハ、ホ〜ヌ、147〜イ、ロ、149ハ、リ〜ク、150 イ、ホ、リ、151イ、ハ〜ト、152イ〜チ、153イ〜ニ、154イ〜ハ、 ホ、155ロ〜ト、157ロ、ニ、158イ、リ、ヌ、159ハ、160チ、 161イ〜ハ、ト〜リ、162イ〜ハ、ホ、ハ、163イ、ロ、ハ、164ト、 165ハ、ホ、リ、ヌ、167ハ、ハ、168ハ〜ハ、169ハ、ニ、ホ、リ、 170ハ、ニ、ハ、171イ、ト、リ、173ホ、リ、174イ、175ル、ク、 176イ、ホ、ト、リ、ヌ、ル</p>
ボカスギ	5~14	<p>旧城端 54イ、ハ、74イ、75イ 旧利賀 125ハ 旧井波 13ト 旧福光 2ル、33ホ、34ロ、ホ、35ホ、39ヌ、43ト、113イ、119ニ、 121イ〜ホ、124リ、125イ、129ル、ク、カ、130リ、134ホ、 137チ、138ト、141ホ、142ニ、ハ、143イ〜チ、144イ〜 リ、145イ〜リ、146イ〜ヌ、147イ〜ト、リ、ル、148イ、ハ〜ト、 149イ、ハ、ホ〜ク、150イ〜リ、151イ〜ト、152イ〜リ、153 イ〜ホ、154イ〜チ、155イ〜ハ、ホ〜リ、156イ、ロ、ハ、157ロ、 ニ、ト、ハ、158イ、ロ、ニ〜ヌ、159ハ〜チ、160ニ〜リ、161イ〜 リ、162イ〜ハ、163イ〜ハ、164イ〜ト、165イ〜ヌ、166イ 〜ク、167イ〜チ、ヌ、ル、168イ〜ト、169イ〜ハ、チ、リ、170イ 〜ホ、ト、チ、171イ、ロ、ト〜カ、172イ〜ハ、ホ、ト、チ、リ、173イ、ハ 〜ト、リ、174イ〜ニ、ハ、175イ〜チ、ル、176イ、ハ〜チ、ヌ〜ク</p>

注：齢級は、5齢級から樹種ごとに定める標準伐期齢の2倍の林齢の齢級までとする。

(5) 市町村における林業の位置付け

①産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額

分類	事業所数	従業者数	製造品出荷額 (百万円)
南砺市計	206	5,302	215,248
(内木材関係)			
木材・木製品	12	193	2,598
家具・装備品	12	440	19,351
パルプ・紙	8	123	1,986

(令和2年工業統計調査)

(6) 林業関係の就業状況

	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち従業員	
森林組合	1	119	40	富山県西部森林組合
生産森林組合	36	4	4	
素材生産業	4	13	13	池田木材、北陸興産、山下木材、上島林業、MSK リース、(株)島田木材、(一社) moribio 森の暮らし研究所
木材業等	6	28	28	チューモク(株)、野村木材(株)、(株)長田組、南砺森林資源利用協同組合、その他個人
森林管理署	—	—	—	
合計	47	127	99	

(関係事業者聞き取りによる)

(7) 林業機械等設置状況

区分		富山県西部 森林組合	南砺市			
			会社	個人	その他	計
高性能林業機械	フェラーハンチャ	1				
	スキッド					
	プロセッサ		3			3
	ハーベスタ	6	2			2
	フォワーダ	9	4			4
	タワヤダ					
	スイングヤダ	6	4			4
	グラップルソー	3	2			2
在来型林業機械	集材機		12	7		19
	小型運搬車					
	クレーン	1	3	2		5
	チェーンソー	27	77	19		96
	刈払機	28	51	8		59
	動力枝打機					
	フォワーダ(グラップルローダ-無)					

富山県西部森林組合は県西部（砺波市・南砺市・高岡市・氷見市・小矢部市・射水市）の数値であり、市毎の数値ではない。

(8) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在（地区名）	林班	小班	面積(ha)	経営管理実施権 設定の有無
	該当なし				